

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月13日

【中間会計期間】 第40期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社CSKホールディングス

【英訳名】 CSK HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 山 義 人

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03-6438-3901 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 熊 崎 龍 安

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03-6438-3901 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 熊 崎 龍 安

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	110,985	119,626	125,321	241,154	245,981
経常利益 (百万円)	7,669	19,809	19,980	26,981	30,810
中間(当期)純利益 (百万円)	11,607	10,490	12,083	30,874	8,679
純資産額 (百万円)	163,694	206,269	210,723	179,824	208,775
総資産額 (百万円)	467,554	554,061	558,586	543,134	577,294
1株当たり純資産額 (円)	2,217.85	2,468.27	2,543.30	2,437.08	2,479.33
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	154.56	142.06	163.89	410.52	117.35
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	146.11	130.48	144.60	387.98	105.60
自己資本比率 (%)	35.0	33.0	33.5	33.1	31.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,713	7,845	△6,936	△25,052	7,069
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,140	△5,100	△17,472	28,986	△16,546
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13,230	30,751	△1,587	△6,620	39,532
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	61,667	108,869	79,448	74,747	105,447
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	9,804 [3,895]	10,124 [3,606]	10,573 [3,033]	9,878 [3,979]	10,267 [3,148]

(注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 純資産額の算定に当たり、第39期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第38期中	第39期中	第40期中	第38期	第39期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高及び営業収入 (百万円)	55,847	11,511	5,554	59,807	15,583
経常利益 (百万円)	5,067	9,326	1,694	6,206	10,785
中間(当期)純利益 (百万円)	14,929	8,957	8	22,563	7,625
資本金 (百万円)	69,852	72,195	73,225	71,523	72,790
発行済株式総数 (株)	76,929,232	78,126,412	78,670,524	77,791,992	78,437,124
純資産額 (百万円)	155,930	169,628	162,453	163,862	170,018
総資産額 (百万円)	272,172	315,750	317,633	288,996	331,321
1株当たり配当額 (円)	—	20.00	20.00	40.00	40.00
自己資本比率 (%)	57.3	53.7	51.1	56.7	51.3
従業員数 (名)	4,310	122	133	122	139

(注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 売上高及び営業収入には消費税等は含まれておりません。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

4 第38期は、平成17年10月1日付で持株会社体制に移行しております。このため、経営成績は、大きく変動しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社他1社、匿名組合18社及び投資事業組合2社が提出会社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱CSKシステムズ中部 (注)	名古屋市中区	400	情報サービス事業	100.0	役員の兼任・・・当社役員2名、当社従業員1名 設備の賃貸借・・・有り

(注) 平成19年7月1日付で会社分割により当社の連結子会社である㈱CSKシステムズの事業の一部を承継し、CSKシステムズ中部設立準備㈱から社名変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
情報サービス事業	9,231	[2,886]
金融サービス事業	56	[4]
証券事業	1,035	[112]
プリペイドカード事業	85	[31]
全社(共通)	166	[—]
合計	10,573	[3,033]

(注) 1 平均臨時従業員数は[]内に外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社及び連結子会社の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(名)	133
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、好調な企業収益、底堅い設備投資、雇用情勢も順調に推移しており、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、個人消費は足踏み状態にあり、サブプライムローン問題に起因する米国経済の減速懸念等から、景気拡大の持続に向け経済全体に力強さが求められております。

情報サービス業界においては、企業収益の拡大を背景にIT関連の設備投資需要が堅調に推移いたしましたが、納期・品質・価格等に対する顧客の要求が強まっており、高い生産性が求められております。また、産業自体の成熟化、IT技術者の世代交代への対応並びにその確保が重要な経営課題となっております。

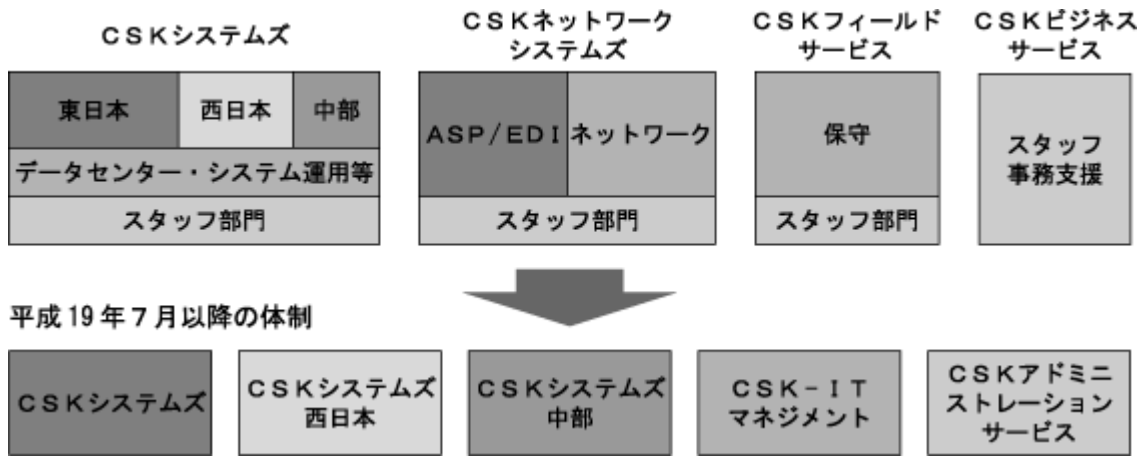
金融サービス分野においては、経済環境・企業収益の改善傾向を背景に金融サービスに係る投資環境は順調に推移しております。証券業界では、株式市場は7月上旬まで順調に推移しておりましたが、7月中旬以降においては、参議院選挙に係る国内政局の混乱、米国サブプライムローン問題などから国内・海外の主要株式市場は軒並み急落するなど動きの激しい展開となりました。プリペイドカード業界では、利用可能店舗の増加を背景に販売促進ツールや株主優待としての法人向け需要が増加するとともに、ギフト商品としての利用も拡大しつつあります。

このような経営環境のなか、当中間連結会計期間においては、「① 総合サービスプロバイダーを目指して」、「② 経営の透明性確保及び株主還元」、「③ サステナビリティ(社会の持続的発展)の実現」の3つの経営施策を重点的に実施してまいりました。

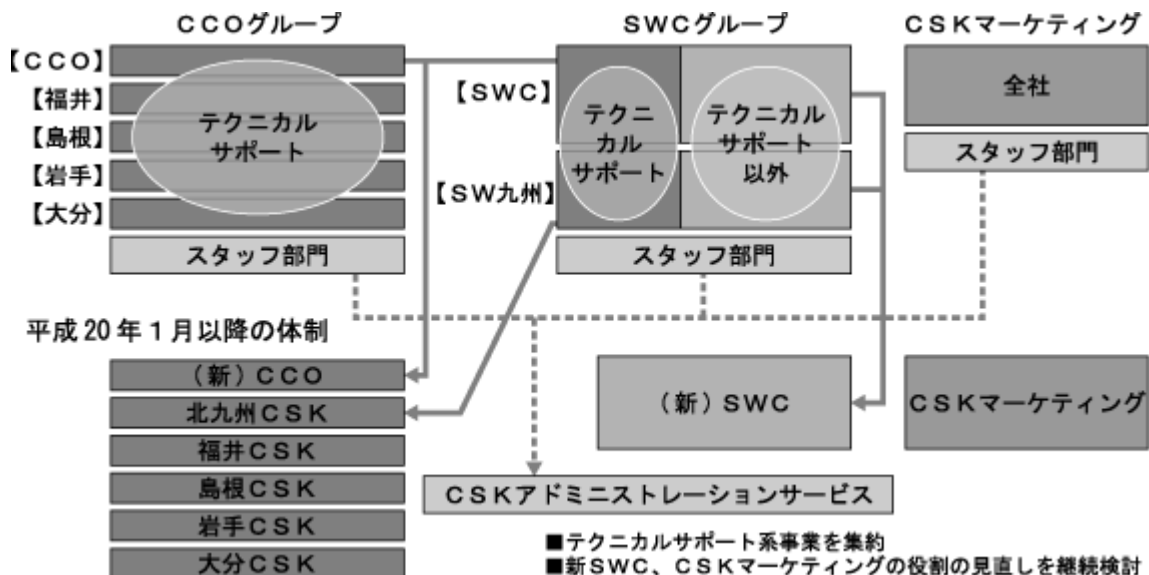
① 総合サービスプロバイダーを目指して

1) 情報サービス事業における取組み

i) 迅速かつ適切な意思決定、専門性を追求し、協業がより円滑に進むグループ体制の構築を目指して、以下の情報サービス事業セグメントにおけるテクノロジーサービス系グループ会社の再編を実施し、平成19年7月より新体制がスタートしております。また、再編対象となる会社の本社スタッフ機能を㈱CSKアドミニストレーションサービスに集約し、内部統制体制の一元化、強化、および業務の効率化を図るものであります。



ii) 情報サービス事業セグメントにおけるビジネスサービス系グループ会社についても、「テクニカルサポート系事業」の集約・統合を行い、生産性と品質で競争力を強化し、さらなる成長・発展を目指す新体制が、平成20年1月よりスタートいたします。また、再編対象となる会社の本社スタッフ機能を㈱CSKアドミニストレーションサービスに集約し、内部統制体制の一元化、強化、および業務の効率化を図る予定であります。(関連記載として「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」を参照ください。)

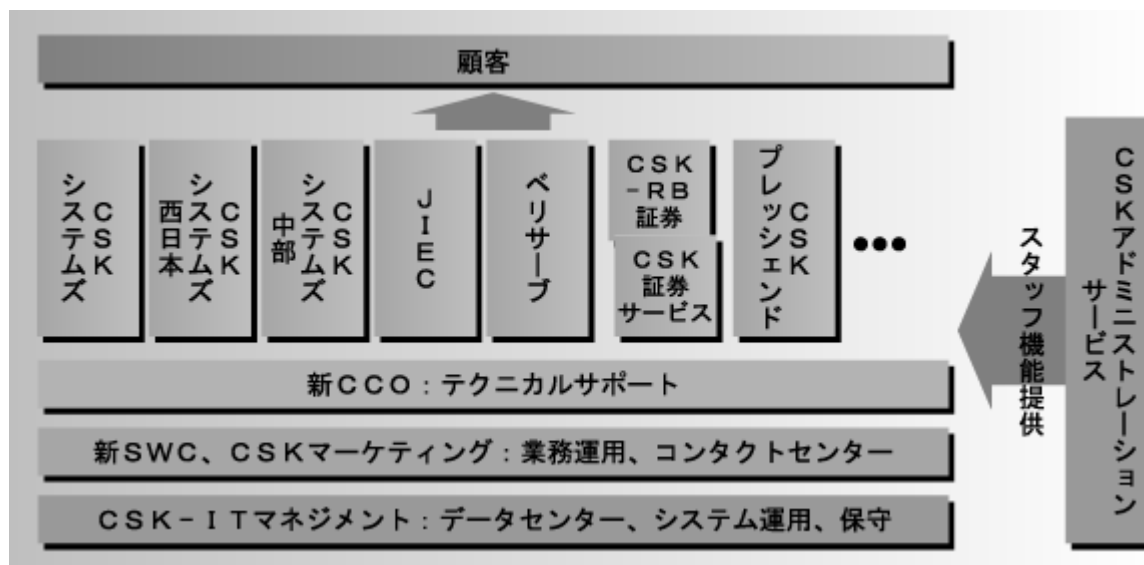


CCO・・・CSKコミュニケーションズ

SWC・・・サービスウェア・コーポレーション

SW九州・・・サービスウェア九州

前述のテクノロジーサービス及びビジネスサービスの双方の事業再編を通じ、情報サービス事業においては、今後次のような機能別体制で事業を推進してまいります。



iii) グループの重点プロジェクトとして取組んでいる「新証券システム“ESTREX”」については、平成19年10月からバックオフィスシステムがグループ内で本番稼動しており、また、フロントオフィスシステム及びシステム基盤(インフラ・運用)の開発も計画通りに進捗しております。

iv) 情報サービス事業分野における協業・新サービス展開として、次の活動を実施してまいりました。

- ・ ITアウトソーシングサービス分野における顧客基盤の拡大と充実を図るために、平成19年7月、中堅・中小規模の企業に対するインターネットデータセンター事業で強みを持つ(株)ビットアイルと資本及び業務提携を行いました。
- ・ eコマース事業に関する一連のシステムとサービスを提供すべく、日本最大級のモバイルコマース及びファッションコマースサイトを有する(株)ゼイヴェルと提携し、合併事業を開始いたしました(合併会社：(株)CSKプレッシュエンド 平成19年4月から事業開始)。
- ・ FIT2007(金融国際情報技術展)に出展し、各種金融・証券分野向けサービスを展示いたしました。

2) 金融サービス、証券、プリペイドカード事業における取組み

- i) 金融サービス事業においては、安定的な収益貢献を目指し、適切な運営・監督体制のもと積極的な投資活動を推進いたしました。
- ii) CSK-RB証券(株)は、平成19年6月に証券業登録を完了し、事業活動を開始しております。同社は、地域金融機関の証券子会社設立サポートから、証券システムの提供や事務支援、投資情報の提供、さらには商品企画・供給、営業・教育支援などを一元的に取りまとめ提供していきます。また、金融サービス事業の業容拡充を目的に、平成19年11月プラザ キャピタル マネジメント(株)の株式取得により商品投資顧問業を開始いたしました。
- iii) 証券事業における連結子会社コスモ証券(株)において、積極的に進めているお客様向け情報発信と並行して、個人のお客様の多様な金融資産運用ニーズに応えるべく、投資信託・外国為替証拠金取引・外国株式等の商品の拡充を図り、併せて講演やセミナーを積極的に開催する等の様々な営業施策を実施いたしました。

iv) プリペイドカード事業における新展開として、大型の書籍販売チェーン店やサービス業へのプリペイドカードシステムの新規導入により、カード利用範囲の拡大と利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

3) ホールディングスとしての取組み

平成19年10月に横浜市より、「みなとみらい21」地区におけるグループ本社ビルの建設につき、事業予定者としての選定を受けました。これは、都内に分散するグループ会社オフィスを集約し効率的事業運営を目指すとともに、当社グループの社会貢献活動及び研究開発拠点の構築を目的とするものであります。

② 経営の透明性確保及び株主還元

1) 経営の透明性確保について

平成17年10月からの持株会社体制への移行により、経営の透明性の基盤となるグループ全体としての枠組みは完成しましたが、更なる経営の透明性の向上を目指して、会社法及び金融商品取引法の求める内部統制システムを構築・整備するために、専門組織を設置しグループ全体の取組みとして展開しております。

2) 株主還元策について

当社は、平成17年4月に株主資本配当率^(注)(DOE)をベースとした連結財務ポジション連動型の株主還元方針を策定・公表し、この株主還元方針に基づき、配当を実施しております。

当中間期においては、資本効率の向上及び経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行を可能とするために、自己株式1百万株(44.0億円)の取得を行っております。

(注) 株主資本配当率(DOE: Dividends On Equity)

$$= \text{配当金総額} \div (\text{前期末} \cdot \text{当期末平均の株主資本}) \times 100$$

③ サステナビリティ(社会の持続的発展)の実現

CSKグループとしてサステナビリティ(社会の持続的発展)に貢献し、新たな情報発信基地としての機能と新しい企業文化・価値を創造する空間として、東京都多摩地区に研究・社会貢献活動の拠点“CSK多摩センター”が、平成19年6月にオープンいたしました。

また、当社グループのサステナビリティをテーマとして研究開発を行うシンクタンク“**櫛**CSK-IS”は、同センターの竣工記念として、CSK-IS国際シンポジウムを開催いたしました。このシンポジウムでは、これからの地球、人類の持続的発展に必要な要件について、国内・海外の多数の有識者等による講演、パネルディスカッションを行い、サステナビリティに関する積極的な議論・検討・提案がなされました。

なお、国際社会におけるサステナビリティにも貢献するために、CSKグループとして国連グローバル・コンパクト^(注)へ参加することといたしました。

(注) 国連グローバル・コンパクト: 国際連合が提唱する人権・労働・環境・腐敗防止の4分野における企業の社会的責任に関する10原則

以上のような経営施策を実施した結果、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

< 売上高 1,253.2億円(前中間連結会計期間比 56.9億円(4.8%)増収) >

< 営業利益 191.5億円(同 0.9億円(0.5%)減益) >

売上高は、情報サービス事業におけるテクノロジーサービスにおいて、システム開発が順調に拡大したことに加え、ビジネスサービスのシステム稼動テスト等の検証サービスも好調に推移したこと、並びに金融サービス事業、証券事業も増収となったことにより、売上高全体では1,253.2億円(前中間連結会計期間比 4.8%の増収)となりました。

営業利益は、情報サービス事業が好調に推移し14.5%の増益となったことに加え、金融サービス事業も10.2%の増益となりました。一方、証券事業において、地域金融機関向けに証券総合サービスを提供するCSK-RB証券(株)の立ち上げや中長期的な拡大に向けた先行投資費用の増加により減益となったこと、また、当社にて進めているグループ全体の情報インフラの整備費用等により、営業利益全体で191.5億円(同 0.5%の減益)となりました。

< 経常利益 199.8億円(前中間連結会計期間比 1.7億円(0.9%)増益) >

< 中間純利益 120.8億円(同 15.9億円(15.2%)増益) >

経常利益は、営業利益段階の要因に加え、営業外収支の改善により、199.8億円(前中間連結会計期間比 0.9%の増益)となりました。

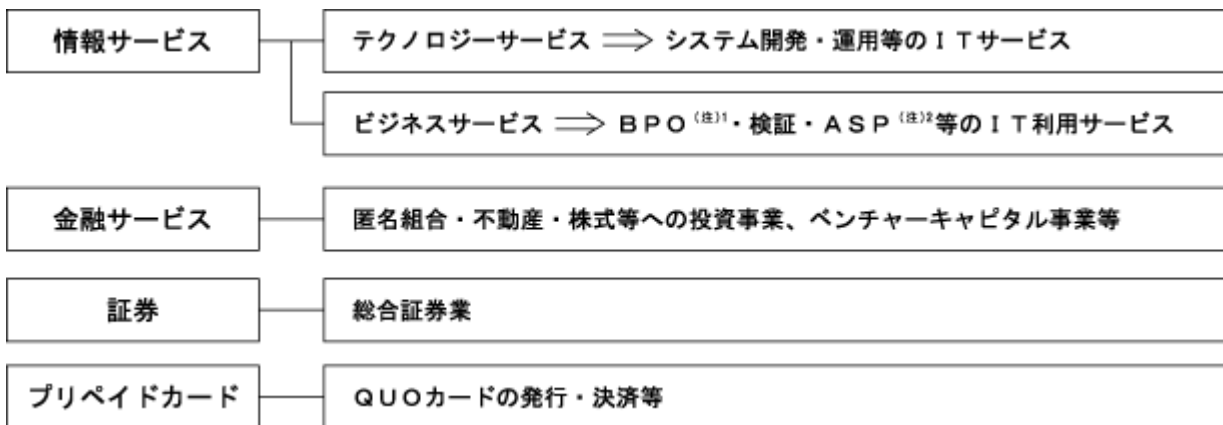
中間純利益は、経常利益段階の要因に加え、国税更正の異議決定にかかる過年度の法人税等の還付などにより、120.8億円(同 15.2%の増益)となりました。

<事業セグメント別の業績>

当社グループの「事業セグメントごとの提供サービスの概要」及び「セグメント別業績」は、次のとおりとなっております。

事業セグメント

提供サービス



(注) 1 BPO(Business Process Outsourcing)：業務運用サービス。業務の効率性や品質向上だけでなく、差別化を推進するために業務を外委託すること。

2 ASP(Application Service Provider)：ビジネス用のアプリケーション機能を、ネットワークを通じて顧客に提供するサービス。

a) 情報サービス事業

売上高は、テクノロジーサービスにおいて主に金融、保険、通信、電機、運輸・旅行業界等向けのシステム開発が順調に拡大し、ビジネスサービスにおいても携帯電話・通信・デジタル家電分野向けの検証サービス、製造業・通販・サービス業向けのコンタクトセンター関連BPO、新規事業としてスタートしたファッション業界向けASP売上の貢献等により、売上高全体では、961.4億円(前中間連結会計期間比 3.9%の増収)となりました。

営業利益は、テクノロジーサービスにおける増収並びにシステム開発の生産性向上、ビジネスサービスにおけるコールセンター関連の設備投資や新事業立ち上げコストを吸収したうえで、88.3億円(同 14.5%の増益)となり、中間連結会計期間における同事業としては、2期連続で実質的に最高益更新となっております。

b) 金融サービス事業

匿名組合等を通じた不動産関連投資及び株式等への投資事業が順調に推移し、売上高は171.0億円(前中間連結会計期間比 11.7%の増収)、営業利益134.5億円(同 10.2%の増益)となりました。情報サービス事業と並び、安定的かつ効率的な収益基盤として、当社グループの業績に貢献しております。

c) 証券事業

売上高は、募集・売出しの取扱手数料及びその他の受入手数は順調に推移したことに加え、株式及び債券のトレーディングに係る収益が大きく拡大したこと等から、127.4億円(前中間連結会計期間比 16.0%の増収)となりました。

営業利益は、投資信託・外国為替証拠金取引の拡大に伴う取引関係費の増加に加え、不動産関係費、事務費等の中長期を見据えた先行投資費用及びCSK-RB証券(株)の立ち上げ費用の増加などにより、営業損失3.9億円(前中間連結会計期間 営業利益2.8億円)となりました。

d) プリペイドカード事業

同事業においては、書店・サービス業・スポーツショップ等新たな業種への導入を進める一方、株主優待や販売促進ツールとしての販売も拡大しております。売上高は、当中間連結会計期間においては大手コンビニエンスストアでの類似のプリペイドカードが発行されたことから、12.6億円(前中間連結会計期間比 13.9%の減収)となりました。

営業利益は、収益性の高いギフト利用が堅調に推移したこと及び経費の圧縮等により、営業損失0.3億円(前中間連結会計期間 営業損失0.9億円)となりました。なお、営業外収益としてカード退蔵益等を計上しており、同事業に関する経常利益は6.7億円(前中間連結会計期間比 42.8%の増益)となっております。

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

< 営業活動によるキャッシュ・フロー △69.3億円(前中間連結会計期間比 147.8億円減少) >

法人税等の還付があったことや金融サービス事業における金融サービス負債の増加などによる収入はあるものの、新規投資案件の増加に伴い、金融サービス運用資産が増加したことなどの支出により営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比では147.8億円の減少となりました。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー △174.7億円(前中間連結会計期間比 123.7億円減少) >

投資有価証券の売却による収入はあるものの、業容拡大に伴う事務所設備の新規取得やCSK多摩センターの設備取得等により有形固定資産の取得による支出が増加したことに加え、当中間連結会計期間は大口の固定資産売却を行わなかったことなどにより、投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比では123.7億円の減少となりました。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー △15.8億円(前中間連結会計期間比 323.3億円減少) >

前中間連結会計期間において第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行したことや当中間連結会計期間に自己株式の取得を実施したことなどにより、前中間連結会計期間比では323.3億円の減少となりました。

< 現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高

794.4億円(前中間連結会計期間末比 294.2億円(27.0%)減少) >

上述の各段階キャッシュ・フローに換算差額等が加わった結果、現金及び現金同等物の残高は前中間連結会計期間末比では294.2億円減少し、794.4億円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の実績

当中間連結会計期間における生産の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
情報サービス事業	98,218	△2.7

(2) 受注の実績

当中間連結会計期間における受注の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
情報サービス事業	107,552	+4.7	73,947	△8.9

(3) 販売の実績

当中間連結会計期間における販売の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
情報サービス事業	94,207	+2.4
金融サービス事業	17,105	+12.7
証券事業	12,746	+16.0
プリペイドカード事業	1,261	△13.9
合計	125,321	+4.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 「(1)生産の実績」の金額は、販売価格によっております。

3 「(1)生産の実績」の情報サービス事業には、機器販売に係る仕入は含まれておりません。

4 「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」は、当社及び連結子会社の総額を記載しております。

ただし、「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」には、当社グループ内の情報サービス事業における間接スタッフ業務の一部を請け負っている㈱CSKアドミニストレーションサービスの生産高・受注高・受注残高を含んでおりません。また、前年同期比についても前中間連結会計期間における同社の生産高・受注高・受注残高を含めず算出しております。

5 「(3)販売の実績」の各セグメントの販売高には、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

なお、プリペイドカード事業におけるカードの発行高は、27,245百万円であります。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げた対処すべき課題である「総合サービスプロバイダーを目指して」、「経営の透明性確保について」並びに「サステナビリティ(社会の持続的発展)の実現」のそれぞれについて、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」において、当中間連結会計期間における具体的な活動実績を記載しておりますので、ご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

< B P Oサービス分野におけるグループ組織再編 >

平成19年9月11日開催の取締役会において、B P Oサービス分野におけるグループ組織再編を決議し、平成19年10月11日開催の取締役会において、詳細を決定いたしました。

(1) 再編の目的

当社グループは、従来の I Tサービスプロバイダーの枠組みを超え、新たな価値観に基づくサービスを創出する「I Tの強みを活かしたサービスプロバイダー」へと事業構造の転換を進めています。当社グループが目指す「I Tの強みを活かしたサービスプロバイダー」は、お客様の事業をサポートするために必要な I Tと業務が融合した機能を、長期にわたりお客様の事業運営にご活用いただくビジネスです。サービスを提供する上でのポイントは、お客様の業種・業界を熟知すること、グループ内の各機能が連携すること、および組み合わせ提供する個々の機能がお客様の競争優位を生み出す専門性を持つことと考えております。当社グループは「グループ一体経営の推進」と「各分野における専門性迫及・競争力強化」を目的に、グループ内の機能を「業務分野」「機能」単位に集約・統合を進めてまいりました。平成19年7月1日に実施した I Tサービス分野のグループ再編に引き続き、B P Oサービス分野においても組織再編を実施することで「I Tの強みを活かしたサービスプロバイダー」へのさらなる転換を目指してまいります。

(2) 会社分割・株式譲渡の要旨

① (株)サービスウェア・コーポレーションと(株)CSKコミュニケーションズにおける吸収分割

(株)サービスウェア・コーポレーションと(株)CSKコミュニケーションズは、各々の取締役会において、平成20年1月1日を分割の効力発生日として、(株)サービスウェア・コーポレーションの営んでいる「テクニカルサポート系事業」を吸収分割により(株)CSKコミュニケーションズが承継することを決議し、分割契約を締結いたしました。

1) 分割の日程

平成19年10月11日	分割契約承認取締役会
平成19年10月11日	分割契約の締結
平成20年1月1日(予定)	分割の効力発生日

2) 分割の方式

(株)サービスウェア・コーポレーションを分割会社とし、(株)CSKコミュニケーションズを承継会社とする吸収分割です。

3) 株式の割当

承継会社は分割会社に対し株式を割り当てません。

4) 承継会社が承継する権利義務等の内容

承継会社は、分割会社の事業にかかわる資産・負債および各種契約などの権利義務を承継いたします。ただし、分割契約書において別段の定めのあるものは除きます。

なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

5) 債務履行の見込み

分割会社及び承継会社は、分割の効力発生日以降に履行期が到来する債務について、本件分割後もその履行を担保するに足る責任財産を保有しており、分割会社および承継会社の負担すべき債務の履行の確実性は問題ないものと判断しております。

② ㈱サービスウェア・コーポレーションと㈱サービスウェア九州における吸収分割

㈱サービスウェア・コーポレーションと㈱サービスウェア九州は、各々の取締役会において、平成20年1月1日を分割の効力発生日として、㈱サービスウェア九州の営んでいる「テクニカルサポート系以外の事業」を吸収分割により㈱サービスウェア・コーポレーションが承継することを決議し、分割契約を締結いたしました。

なお、㈱サービスウェア九州は、平成20年1月1日に社名を「株式会社北九州CSK」に変更予定です。

1) 分割の日程

平成19年10月11日	分割契約承認取締役会
平成19年10月11日	分割契約の締結
平成20年1月1日(予定)	分割の効力発生日

2) 分割方式

㈱サービスウェア九州を分割会社とし、㈱サービスウェア・コーポレーションを承継会社とする吸収分割です。

3) 株式の割当

承継会社は分割会社に対し株式を割り当てません。

4) 承継会社が承継する権利義務の内容

承継会社は、分割会社の事業にかかわる資産・負債および各種契約などの権利義務を承継いたします。ただし、分割契約書において別段の定めのあるものは除きます。

なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

5) 債務履行の見込み

分割会社および承継会社は、分割の効力発生日以降に履行期が到来する債務について、本件分割後もその履行を担保するに足る責任財産を保有しており、分割会社および承継会社の負担すべき債務の履行の確実性は問題ないものと判断しております。

③ ㈱サービスウェア九州の株式を㈱サービスウェア・コーポレーションから㈱CSKコミュニケーションズに譲渡

㈱サービスウェア・コーポレーションと㈱CSKコミュニケーションズは、各々の取締役会において、㈱サービスウェア・コーポレーションが保有する「テクニカルサポート系事業のみとなった㈱サービスウェア九州」の株式を㈱CSKコミュニケーションズに譲渡することを決議いたしました。

1) 譲渡の日程

平成19年10月11日	株式譲渡承認取締役会
平成20年1月1日(予定)	株式譲渡期日

2) 譲渡対象および譲渡先

(株)サービスウェア・コーポレーションが保有する「テクニカルサポート系事業のみとなった(株)サービスウェア九州」の株式を(株)CSKコミュニケーションズに譲渡する予定です。

3) 取得株式数および取得前後の所有株式の状況

・譲渡前の所有株式数

(株)サービスウェア・コーポレーション	400株	(所有割合 100%)
(株)CSKコミュニケーションズ	0株	(所有割合 0%)

・譲渡後の所有株式数

(株)サービスウェア・コーポレーション	0株	(所有割合 0%)
(株)CSKコミュニケーションズ	400株	(所有割合 100%)

<株式交換>

当社は、平成19年9月11日開催の取締役会決議に基づき、同日付で平成19年11月1日を株式交換の日とする簡易株式交換の契約を連結子会社であるスーパーソフトウェア(株)との間で締結し、当社が所有する自己の普通株式を割当交付いたしました(株式交換比率は、当社：スーパーソフトウェア(株)=1：0.7)。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、サステナビリティに貢献し、サービスプロバイダー企業グループに発展・成長するために、研究開発活動を行っております。当中間連結会計期間の連結ベースにおける研究開発費は1.5億円であります。当中間連結会計期間の研究開発活動の状況及び研究開発費は以下のとおりであります。

<情報サービス事業>

当社グループは、VDM^(注)の啓蒙・普及とVDMを活用した組込み開発手法標準化の検討を進めております。また、ライフサイエンス分野として、病院における患者別の原価を正確に把握し分析する仕組みに関する構築・導入及び推進を開始しました。

当事業に係る研究開発費は0.9億円であります。

(注) VDM(The Vienna Development Method) : 1970年代中頃にIBMウィーン研究所で開発されたモデルベースの形式手法であり、その形式仕様記述言語であるVDM-SL (Specification Language)は1996年にISO標準(ISO/IEC 13817-1)になりました。

<全社(共通)>

当社グループは、「サステナビリティの時代に求められるものは何か」をテーマとした研究開発活動に取り組み始めております。「ITと脳に関する研究」「先端医療の研究」「小学校教育への囲碁の普及」「多摩プロジェクトにおける庭作り・園芸療法」等の研究を開始しました。

「ITと脳に関する研究」とは、ITがもたらした利便性や効率性と同時に人間にとって本来的あるいは長期的に何らかの影響を生じさせることが分かり始めている中で、ITが脳に与える影響を研究し、脳にいいITの普及を研究することです。

「先端医療の研究」とは、現在年間30兆円にのぼる国の医療費負担が増加しないことを前提として、高齢化社会の本格到来を迎える日本の医療コスト・品質を最適にコントロールすることにより、医療のサステナビリティを確保するための研究であります。

「小学校教育への囲碁の普及」とは、囲碁というゲームの持つ無限の創造性が人間性を豊かにするとの観点から、小学校教育の中に囲碁教育を取り入れていくことでの影響を分析して、囲碁がもたらす効果を踏まえた普及に関する研究をすることです。

「多摩プロジェクトにおける庭作り・園芸療法」とは、庭は壮大な自然の輪廻であり、人の営みであり、心と響き合うものであり、サステナビリティを実現する文化の一つとして研究することです。その一環として園芸が精神疾患治療にもたらす実践活動も行うことです。

これらに係る研究開発費は0.6億円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、情報サービス事業セグメントにおけるテクノロジーサービス系グループ会社の再編により、連結子会社である(株)CSKシステムズの主要な設備は(株)CSK-ITマネジメントへ異動しました。

当該主要な設備の状況は次のとおりであります。

子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)CSK-ITマネジメント	CSK eサービス データセンター (千葉県印西市)	情報サービス 事業	情報処理 関連設備等	324	—	210	535	44

(注) 1 建物の一部を賃借しております。

2 帳簿価額の「その他」には器具備品及びソフトウェア等が含まれております。

3 上記の他、主要なリース設備として、以下のものがあります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間貸借料 又はリース料 (百万円)	摘要
(株)CSK-ITマネジメント	CSK eサービス データセンター (千葉県印西市)	情報サービス事業	情報処理関連設備等	697	所有権移転外 ファイナンスリース
(株)CSK-ITマネジメント	大阪センター (大阪市北区)	情報サービス事業	商用インターネット 設備等	221	所有権移転外 ファイナンスリース

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前々連結会計年度に計画した重要な設備の新設について機能追加等により投資予定額、完了予定年月を次のとおり変更しております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金 調達 方法	着手及び 完了予定年月	
				総額	既支 払額		着手	完了
(株)CSK証券サービス	本社 (東京都中央区)	情報サービス 事業	ASP事業 関連設備	16,100	11,690	自己資金 及び借入金	平成18年 3月	平成20年 3月

(注) 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末において計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了した重要な設備計画は、次のとおりであります。

提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	完了年月
(株)CSKホールディングス	CSK多摩センター (東京都多摩市)	全社	研究・教育設備等	7,055	平成19年5月
(株)CSKホールディングス	CSK四谷ビル (東京都新宿区)	全社	事務所設備	2,915	平成19年5月

(注) 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(3) 重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに計画された重要な設備の新設は次のとおりであります。

提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金 調達 方法	着手及び 完了予定年月	
				総額	既支 払額		着手	完了
㈱CSKホールディングス	横浜市みなとみらい21 中央地区43街区 (神奈川県横浜市西区)	全社	本社ビル、 研究・研修施設、 文化・商業施設	43,000	—	未定	平成21年 7月	平成23年 12月

(注) 1 平成19年10月に横浜市より事業予定者として選定されております。

2 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(4) 重要な設備の改修

当中間連結会計期間において、新たに計画された重要な設備の改修は次のとおりであります。

提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金 調達 方法	着手及び 完了予定年月	
				総額	既支 払額		着手	完了
㈱CSKホールディングス	CSK eサービスデ ータセンター (千葉県印西市)	情報サービス 事業	データセンター 設備	795	16	自己 資金	平成19年 10月	平成20年 5月

(注) 上記金額には消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	298,000,000
合計	298,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	78,670,524	78,670,524	東京証券取引所 (市場第一部)	—
合計	78,670,524	78,670,524	—	—

(注) 平成19年12月1日から、この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は提出日現在の発行数には含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第4回新株予約権(平成16年6月25日定時株主総会にて決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	9,695	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	969,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たり 4,820 新株予約権1個当たり 482,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,820 資本組入額 2,410	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であること。但し、新株予約権発行日において当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあった者がその地位を喪失した場合、及び当社又は当社子会社の従業員の地位にあったものが定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、上記の権利行使期間範囲内とする。)は権利を行使できるものとする。 ②権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社、当社子会社、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、執行役員、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

第5回新株予約権(平成17年6月28日定時株主総会にて決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	11,224	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,122,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式1株当たり 4,990 新株予約権1個当たり 499,000	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,990 資本組入額 2,495	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であること。但し、新株予約権発行日において当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあった者がその地位を喪失した場合、及び当社又は当社子会社の従業員の地位にあったものが定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、上記の権利行使期間範囲内とする。)は権利を行使できるものとする。 ②権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社、当社子会社、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、執行役員、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

② 平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年9月4日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	21,792	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,613,391	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,030.9	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月2日～ 平成23年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,030.9 資本組入額 3,016	同左
新株予約権の行使の条件	①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も平成23年8月19日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 ②各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであるため、本社債から分離譲渡できない。	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、165,812株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権付社債

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年7月27日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	35,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,940,257	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,892	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成25年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,892 資本組入額 2,946	同左
新株予約権の行使の条件	①平成25年9月27日以前に本社債が繰上げ償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時(期限の利益の喪失日を含まない)までとする。また、組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要な時は、当社が行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする)。その他、必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することはできない。 ②各本新株予約権の一部については、行使請求することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、169,721株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	233,400	78,670,524	435	73,225	435	28,871

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	6,750	8.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,584	7.10
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	5,139	6.53
株式会社オー・イー	東京都港区南青山7丁目13-5	3,553	4.52
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11-1	2,349	2.99
カリヨン ディーエムエイ オーティシー (常任代理人 カリヨン証券会社)	9, QUAI DU PRESIDENT PAUL DOUMER BUREAU 9D VB 07076 92920 PARIS LA DEFENSE CEDEX FRANCE (東京都港区東新橋1丁目9-2)	2,172	2.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,122	2.70
大川科学技術財団設立準備委員会	東京都千代田区平河町2丁目5-7	1,710	2.17
モルガン ホワイトフライヤーズ エキ्यूイティ デイリヴェイティブ (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	902 MARKET STREET, WILMINGTON, DELAWARE DE 19801 USA (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,623	2.06
ビー・エヌ・ピー・パリバ・ セキュリティーズ(ジャパン) リミテッド(ビー・エヌ・ピー・ パリバ証券会社)	東京都千代田区大手町1丁目-7-2	1,580	2.01
合計	—	32,587	41.42

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,139,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,398,800	733,988	—
単元未満株式	普通株式 131,924	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	78,670,524	—	—
総株主の議決権	—	733,988	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が5,600株が含まれています。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式85株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成19年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山 2丁目26-1	5,139,800	—	5,139,800	6.53
合計	—	5,139,800	—	5,139,800	6.53

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株あります。

なお、当該株式数は、①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	平成19年5月	平成19年6月	平成19年7月	平成19年8月	平成19年9月
最高(円)	5,240	4,680	4,440	4,350	4,480	4,610
最低(円)	4,610	4,270	4,130	3,820	3,650	4,020

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、新たに平成19年11月1日付で、堤 智章が執行役員に就任しております。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当社の連結子会社で証券業を主たる事業とする会社の前中間連結財務諸表は、改正前の中間連結財務諸表規則第48条及び第69条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)及び「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成し、当中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則第48条及び第69条の規定に基づき「金融商品取引業者等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表については、みずぎ監査法人及び監査法人ブレインワークにより中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	みずぎ監査法人及び監査法人ブレインワーク
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	新日本監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金	※2	111,997		86,294		108,405		
2 受取手形及び売掛金	※5	27,813		29,517		33,688		
3 有価証券	※2	4,153		7,296		7,207		
4 営業投資有価証券		3,172		4,092		2,137		
5 たな卸資産		9,149		5,037		4,819		
6 金融サービス運用資産	※1,2	100,381		145,951		110,842		
7 証券業における預託金		46,265		37,789		46,394		
8 証券業における トレーディング商品	※2	12,342		12,692		15,679		
9 証券業における 信用取引資産		91,446		72,156		91,105		
10 その他		41,765		38,955		45,883		
投資損失引当金		—		△1,003		△3,868		
貸倒引当金		△39		△244		△265		
流動資産合計		448,447	80.9	438,535	78.5	462,029	80.0	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物及び構築物		12,801		20,155		14,454		
減価償却累計額		△5,402	7,399	△6,326	13,828	△5,742	8,712	
(2) 土地			10,001		12,419		10,831	
(3) その他		14,198		13,492		16,157		
減価償却累計額		△8,303	5,894	△8,502	4,989	△8,733	7,423	
有形固定資産合計			23,295	4.2	31,237	5.6	26,966	4.7
2 無形固定資産								
(1) のれん			352		733		848	
(2) その他			8,879		17,020		13,191	
無形固定資産合計			9,232	1.7	17,753	3.2	14,039	2.4
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券	※2		59,097		55,360		60,040	
(2) 前払年金費用			3,313		3,262		3,324	
(3) 繰延税金資産			1,511		2,904		1,967	
(4) その他	※2		11,073		11,343		10,778	
貸倒引当金			△1,909		△1,811		△1,852	
投資その他の資産合計			73,086	13.2	71,059	12.7	74,258	12.9
固定資産合計			105,614	19.1	120,051	21.5	115,265	20.0
資産合計			554,061	100.0	558,586	100.0	577,294	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		10,863		9,486		11,292	
2 短期借入金	※2	21,955		32,490		28,052	
3 一年内償還予定社債		—		20,000		20,000	
4 未払法人税等		6,055		3,673		8,624	
5 カード預り金	※2	40,376		43,517		42,859	
6 賞与引当金		5,648		6,345		6,419	
7 開発等損失引当金		2,097		595		898	
8 金融サービス負債	※1,2	13,336		34,114		15,137	
9 証券業における トレーディング商品		6,460		4,483		9,180	
10 証券業における 信用取引負債	※2	54,618		31,430		55,841	
11 証券業における 預り金及び受入保証金		58,938		54,299		56,002	
12 その他	※2	20,642		22,035		25,762	
流動負債合計		240,995	43.5	262,471	47.0	280,070	48.5
II 固定負債							
1 社債		40,000		20,000		20,000	
2 新株予約権付社債		58,000		56,792		58,000	
3 長期借入金		5,000		5,035		5,000	
4 退職給付引当金		738		388		586	
5 役員退職慰労金引当金		186		158		205	
6 その他		1,670		1,540		3,307	
固定負債合計		105,595	19.1	83,914	15.0	87,099	15.1
III 特別法上の準備金							
1 証券取引責任準備金	※4	1,201		1,472		1,347	
2 金融先物取引責任準備金	※4	1		3		2	
特別法上の準備金合計		1,202	0.2	1,476	0.3	1,349	0.2
負債合計		347,792	62.8	347,862	62.3	368,519	63.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		72,195	13.0	73,225	13.1	72,790	12.6
2 資本剰余金		36,809	6.6	37,817	6.8	37,404	6.5
3 利益剰余金		87,982	15.9	95,289	17.1	84,691	14.7
4 自己株式		△19,642	△3.5	△24,010	△4.3	△19,649	△3.4
株主資本合計		177,344	32.0	182,322	32.7	175,236	30.4
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		5,255	0.9	4,688	0.8	8,949	1.5
2 繰延ヘッジ損益		0	0.0	△0	△0.0	0	0.0
3 為替換算調整勘定		—	—	△0	△0.0	—	—
評価・換算差額等合計		5,256	0.9	4,688	0.8	8,949	1.5
III 少数株主持分		23,668	4.3	23,713	4.2	24,589	4.3
純資産合計		206,269	37.2	210,723	37.7	208,775	36.2
負債純資産合計		554,061	100.0	558,586	100.0	577,294	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高		119,626	100.0	125,321	100.0	245,981	100.0
II 売上原価		72,282	60.4	73,732	58.8	157,620	64.1
売上総利益		47,344	39.6	51,589	41.2	88,361	35.9
III 販売費及び一般管理費							
1 従業員給料手当		8,999		9,608		17,404	
2 賞与引当金繰入額		1,469		1,714		2,010	
3 支払手数料		3,680		5,205		8,552	
4 家賃		2,465		2,591		4,872	
5 のれん償却額		270		177		417	
6 その他		11,210	23.5	13,140	25.9	25,199	58.456
営業利益		19,247	16.1	19,150	15.3	29,904	12.2
IV 営業外収益							
1 受取利息		91		227		290	
2 受取配当金		233		261		353	
3 カード退蔵益		448		528		964	
4 保険配当収入		120		—		—	
5 その他		281	1.0	571	1.2	668	0.9
V 営業外費用							
1 支払利息		46		55		97	
2 投資有価証券売却損		—		288		—	
3 退職給付引当金繰入額		130		130		260	
4 証券代行手数料		88		—		152	
5 転籍調整費用		111		81		195	
6 その他		236	0.5	203	0.6	664	0.6
経常利益		19,809	16.6	19,980	15.9	30,810	12.5
VI 特別利益							
1 固定資産売却益	※1	208		—		208	
2 貸倒引当金戻入益		89		38		—	
3 事業譲渡益		277		—		277	
4 受取賠償金		—		95		—	
5 その他		147	0.5	13	0.1	769	0.5
VII 特別損失							
1 固定資産除却損	※2	48		—		160	
2 減損損失	※3	—		180		—	
3 投資有価証券評価損		—		1,096		546	
4 損害賠償金		104		—		—	
5 貸倒損失		75		—		—	
6 証券取引責任準備金繰入額		122		125		268	
7 金融先物取引責任準備金繰入額		0		1		1	
8 その他		59	0.3	132	1.2	373	0.5
税金等調整前中間 (当期)純利益		20,122	16.8	18,591	14.8	30,712	12.5
法人税、住民税及び事業税		7,583		4,513		18,985	
法人税等還付税額	※4	—		△2,763		—	
法人税等調整額		1,732		4,728		△4,532	
過年度法人税等及び 法人税等調整額	※5	—	7.7	—	5.2	6,210	8.4
少数株主利益		315	0.3	28	0.0	1,370	0.6
中間(当期)純利益		10,490	8.8	12,083	9.6	8,679	3.5

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	71,523	36,137	80,719	△19,625	168,754
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	671	671	—	—	1,343
剰余金の配当(注)	—	—	△2,945	—	△2,945
役員賞与(注)	—	—	△281	—	△281
中間純利益	—	—	10,490	—	10,490
自己株式の取得	—	—	—	△17	△17
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	671	671	7,262	△16	8,589
平成18年9月30日残高(百万円)	72,195	36,809	87,982	△19,642	177,344

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益		
平成18年3月31日残高(百万円)	11,069	—	23,606	203,430
中間連結会計期間中の変動額				
新株予約権の行使	—	—	—	1,343
剰余金の配当(注)	—	—	—	△2,945
役員賞与(注)	—	—	—	△281
中間純利益	—	—	—	10,490
自己株式の取得	—	—	—	△17
自己株式の処分	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額(純額)	△5,813	0	62	△5,750
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△5,813	0	62	2,838
平成18年9月30日残高(百万円)	5,255	0	23,668	206,269

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	72,790	37,404	84,691	△19,649	175,236
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	435	435	—	—	870
剰余金の配当	—	—	△1,485	—	△1,485
中間純利益	—	—	12,083	—	12,083
自己株式の取得	—	—	—	△4,405	△4,405
自己株式の処分	—	△21	—	44	22
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	435	413	10,598	△4,361	7,085
平成19年9月30日残高(百万円)	73,225	37,817	95,289	△24,010	182,322

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定		
平成19年3月31日残高(百万円)	8,949	0	—	24,589	208,775
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	—	—	—	—	870
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,485
中間純利益	—	—	—	—	12,083
自己株式の取得	—	—	—	—	△4,405
自己株式の処分	—	—	—	—	22
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額(純額)	△4,260	△0	△0	△875	△5,137
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△4,260	△0	△0	△875	1,948
平成19年9月30日残高(百万円)	4,688	△0	△0	23,713	210,723

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	71,523	36,137	80,719	△19,625	168,754
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	1,266	1,266	—	—	2,533
剰余金の配当(注)	—	—	△2,945	—	△2,945
剰余金の配当	—	—	△1,479	—	△1,479
役員賞与(注)	—	—	△281	—	△281
当期純利益	—	—	8,679	—	8,679
自己株式の取得	—	—	—	△24	△24
自己株式の処分	—	0	—	0	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,266	1,266	3,972	△23	6,482
平成19年3月31日残高(百万円)	72,790	37,404	84,691	△19,649	175,236

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益		
平成18年3月31日残高(百万円)	11,069	—	23,606	203,430
連結会計年度中の変動額				
新株予約権の行使	—	—	—	2,533
剰余金の配当(注)	—	—	—	△2,945
剰余金の配当	—	—	—	△1,479
役員賞与(注)	—	—	—	△281
当期純利益	—	—	—	8,679
自己株式の取得	—	—	—	△24
自己株式の処分	—	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,120	0	982	△1,136
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△2,120	0	982	5,345
平成19年3月31日残高(百万円)	8,949	0	24,589	208,775

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
1		税金等調整前中間(当期)純利益	20,122	18,591	30,712
2		減価償却費	2,162	2,255	4,108
3		減損損失	—	180	—
4		のれん償却額	270	177	417
5		引当金の増減額(△減少額)及び 前払年金費用の増減額(△増加額)	△1,980	△3,027	1,608
6		受取利息及び受取配当金	△1,469	△1,783	△2,940
7		支払利息	584	802	1,295
8		投資有価証券売却損益(△利益)	△53	291	—
9		投資有価証券評価損	—	1,096	—
10		売上債権の増減額(△増加額)	8,266	4,170	2,459
11		たな卸資産の増減額(△増加額)	△3,299	△216	1,030
12		仕入債務の増減額(△減少額)	△3,152	△1,805	△2,723
13		カード預り金の増減額(△減少額)	1,399	657	3,882
14		営業投資有価証券の増減額(△増加額)	—	△1,911	—
15		金融サービス運用資産の増減額(△増加額)	△9,671	△40,452	△16,959
16		金融サービス負債の増減額(△減少額)	10,256	18,977	12,057
17		証券業における預託金の増減額(△増加額)	11,430	8,605	11,301
18		証券業におけるトレーディング商品(資産)の増 減額(△増加額)	—	2,986	△4,815
19		証券業における約定見返勘定(資産)の増減額 (△増加額)	—	△2,575	—
20		証券業における信用取引資産の増減額 (△増加額)	20,674	18,949	21,015
21		証券業における有価証券担保貸付金の増減額 (△増加額)	—	3,751	△3,173
22		証券業におけるトレーディング商品(負債)の増 減額(△減少額)	—	△4,696	4,423
23		証券業における信用取引負債の増減額 (△減少額)	△22,723	△24,411	△21,500
24		証券業における預り金・受入保証金の増減額 (△減少額)	△7,045	△1,702	△9,981
25		その他	△7,052	△191	△5,876
		小計	18,718	△1,280	26,339
26		利息及び配当金の受取額	1,435	1,731	3,046
27		利息の支払額	△516	△668	△1,152
28		法人税等の支払額	△11,792	△9,481	△21,164
29		法人税等の還付額	—	2,763	—
		営業活動によるキャッシュ・フロー	7,845	△6,936	7,069
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
1		定期預金の預入・払戻(純額)	△349	△3,849	△465
2		有価証券の売却・償還による収入(純額)	1,367	1,697	3,717
3		有形固定資産の取得による支出	△2,250	△6,219	△7,195
4		有形固定資産の売却による収入	4,890	—	4,956
5		無形固定資産の取得による支出	△3,776	△5,278	△8,396
6		投資有価証券の取得による支出	△5,921	△6,427	△9,746
7		投資有価証券の売却による収入	649	2,866	1,863
8		その他	290	△261	△1,280
		投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,100	△17,472	△16,546

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 短期借入による収入・返済による支出(純額)		1,402	5,437	11,698
2 長期借入金の返済による支出		△3,300	—	△4,500
3 社債の発行による収入		35,000	—	35,000
4 社債の償還による支出		—	△1,208	—
5 株式の発行による収入		1,343	870	2,533
6 自己株式の取得による支出	※2	△23	△4,483	△37
7 配当金の支払額		△2,935	△1,484	△4,414
8 少数株主への配当金の支払額		△676	△691	—
9 その他		△57	△27	△747
財務活動によるキャッシュ・フロー		30,751	△1,587	39,532
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		31	△2	50
V 現金及び現金同等物の増減額(△減少額)		33,529	△25,999	30,106
VI 現金及び現金同等物の期首残高		74,747	105,447	74,747
VII 新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高		593	—	593
VIII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	108,869	79,448	105,447

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>コスモ証券(株) 津山証券(株) コスモエンタープライズ(株) 日本環宇証券(香港) 有限公司 (株)クオカード 他 匿名組合13社</p> <p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用しております。</p> <p>これにより、匿名組合15社を当中間連結会計期間より連結子会社としております。なお、そのうち2社については当中間連結会計期間に匿名組合契約が終了したことにより連結子会社から除外しております。</p> <p>この変更に伴い、総資産が13,989百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(株)CVCビジネス 正幸建設(株) CSKベンチャー キャピタル(株) ブラザアセット マネジメント(株) CSKプリンシパルズ(株) (株)CSK-I S コスモ証券(株) 津山証券(株) コスモエンタープライズ(株) 日本環宇証券(香港) 有限公司 CSK-RB証券(株) (株)クオカード 他40社 (匿名組合37社及び投資事業 組合2社を含む。)</p> <p>(株)CSKマーケティングは、平成19年4月に当社の連結子会社であった(株)CSKマーケティングHRを吸収合併しております。</p> <p>(株)CSKシステムズ中部(旧CSKシステムズ中部設立準備(株))は、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより連結子会社に含めております。</p> <p>匿名組合18社、投資事業組合2社及び他1社は当中間連結会計期間に新たに投資したことにより連結子会社に含めております。</p> <p>(株)CSKシステムズは、平成19年7月1日付で会社分割により事業の一部を(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部及び(株)CSK-I Tマネジメントに承継しており、(株)CSK-I Tマネジメントは、同日付で会社分割により事業の一部を(株)CSKシステムズへ承継しております。また、(株)CSK-I Tマネジメントは、同日付で当社の連結子会社であったCSKフィールドサービス(株)を吸収合併しております。</p>	<p>(株)CSK-I S コスモ証券(株) 津山証券(株) コスモエンタープライズ(株) 日本環宇証券(香港) 有限公司 CSK-RB証券(株) (株)クオカード 他 匿名組合19社</p> <p>CSK-RB証券(株)及び他1社は、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めております。</p> <p>(株)CSKプレッシュェンドは、平成19年3月の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用しております。</p> <p>これにより、匿名組合23社を当連結会計年度より連結子会社としております。なお、そのうち4社については当連結会計年度に匿名組合契約が終了したことにより連結子会社から除外しております。</p> <p>この変更に伴い、総資産が15,289百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ㈱ 非連結子会社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う中間純損益及び利益剰余金等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用会社はありません。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(東京グリーンシステムズ㈱他)及び関連会社(M&Cビジネスシステムズ㈱他)は、それぞれ、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ㈱ 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ㈱ 非連結子会社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(東京グリーンシステムズ㈱他)及び関連会社(M&Cビジネスシステムズ㈱他)は、それぞれ、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち、匿名組合1社の中間決算日は8月31日であります。また、匿名組合10社の中間決算日は6月30日、匿名組合2社の中間決算日は11月30日であるため9月30日を仮中間決算日とした仮中間決算を行い連結しております。他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。中間連結決算日と連結子会社の中間決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、匿名組合1社の中間決算日は8月31日、匿名組合2社の中間決算日は7月31日、匿名組合29社、投資事業組合2社及び他1社の中間決算日は6月30日であります。また、匿名組合4社の中間決算日は5月31日であるため8月31日を仮決算日とした仮決算を行い、匿名組合1社の中間決算日は3月31日であるため9月30日を仮決算日とした仮決算を行い連結しております。他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。中間連結決算日と連結子会社の中間決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、匿名組合1社の決算日は2月28日、匿名組合2社の決算日は1月31日、匿名組合15社の決算日は12月31日であります。また、匿名組合1社の決算日は11月30日であるため2月28日を仮決算日とした仮決算を行い連結しております。他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。連結決算日と連結子会社の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品) 時価法 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法 その他有価証券(金融サービス運用資産及び営業投資有価証券を含む。) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法</p> <p>②デリバティブ 時価法</p> <p>③たな卸資産 主として、個別法又は移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品) 同左 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券(金融サービス運用資産及び営業投資有価証券を含む。) 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品) 同左 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券(金融サービス運用資産及び営業投資有価証券を含む。) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産については、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2年～50年</p> <p>無形固定資産については、定額法を採用しております。但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間に基づく定額法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法</p> <p>但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2年～50年 (会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法に変更しております。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等償却する方法を採用しております。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 定額法</p> <p>但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間に基づく定額法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産については、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 2年～50年</p> <p>無形固定資産については、定額法を採用しております。但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間に基づく定額法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用処理しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。 前中間連結会計期間において営業外費用の「その他」としていた「新株発行費」は、当中間連結会計期間より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <hr/> <p>①貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①投資損失引当金 金融サービス運用資産に含まれる投資について、投資先の資産内容等を勘案し、実質価額の低下に相当する額を計上しております。</p> <p>②貸倒引当金 同左</p> <p>③賞与引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用処理しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。 前連結会計年度において営業外費用の「その他」としていた「新株発行費」は、当連結会計年度より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①投資損失引当金 同左</p> <p>②貸倒引当金 同左</p> <p>③賞与引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>③開発等損失引当金 システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件について発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>④退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社及び一部の連結子会社は、当中間連結会計期間末において年金資産見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。 会計基準変更時差異については、主に15年による按分額を費用処理しております。</p>	<p>④開発等損失引当金 システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件及び瑕疵対応案件について発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>⑤退職給付引当金 同左</p>	<p>④役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、一部の連結子会社において当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、62百万円減少しております。</p> <p>⑤開発等損失引当金 同左</p> <p>⑥退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末において年金資産見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。 会計基準変更時差異については、主に15年による按分額を費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。</p> <p>⑤役員退職慰労金引当金 当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。</p> <p>なお、当社は内規を改定し、平成15年6月26日の定時株主総会後、必要額は増加いたしません。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。</p>	<p>⑥役員退職慰労金引当金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左</p>	<p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。</p> <p>⑦役員退職慰労金引当金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(7) 重要なヘッジ会計の方法 ①ヘッジ会計の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引 ヘッジ対象：外貨建金銭債務、外貨建予定取引、借入金</p> <p>③ヘッジ方針 社内規程に基づき、通常業務を遂行する際の為替及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動額を比較すること等によってヘッジの有効性を判断しております。特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。</p> <p>(8) 金融サービス事業における会計処理 ①金融サービス運用資産 匿名組合への出資 匿名組合への出資による資金運用取引については、組合から得られた分配金を売上として計上しております。</p> <p>株式及び不動産 株式及び不動産を対象とする資金運用取引については、売却益(売却損)相当額を売上(売上原価)として計上しております。</p>	<p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(8) 金融サービス事業における会計処理 ①金融サービス運用資産 匿名組合への出資 同左</p> <p>株式及び不動産 株式及び不動産を対象とする資金運用取引については、売却益(売却損)相当額を売上(売上原価)として計上しております。また株式には、時価のあるその他有価証券が含まれております。</p>	<p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段： 同左 ヘッジ対象： 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(8) 金融サービス事業における会計処理 ①金融サービス運用資産 匿名組合への出資 同左</p> <p>株式及び不動産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>投資事業組合等への出資 投資事業組合等への出資による資金運用取引については、最近の財産及び損益の状況に基づいて、組合等の利益(損失)の持分相当額を純額で売上(売上原価)として計上しております。なお、組合等がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額が発生している場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しております。</p> <p>②営業投資有価証券 自らが業務執行組員となっている投資事業組合等については、最近の財産及び損益の状況に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。</p> <p>(9) プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理 第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使用金額をカード預り金から取崩しております。</p> <p>また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から取崩し、営業外収益のカード退蔵益に計上しております。</p>	<p>投資事業組合等への出資 投資事業組合等への出資による資金運用取引については、最近の決算に基づいて、組合等の利益(損失)の持分相当額を純額で売上(売上原価)として計上しております。なお、組合等がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額が発生している場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しております。</p> <p>②営業投資有価証券 自らが業務執行組員となっている投資事業組合等については、最近の決算に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。このうち有価証券の持分相当額を営業投資有価証券としております。</p> <p>また、連結子会社である投資事業組合が保有する有価証券については、営業投資有価証券としております。</p> <p>(9) プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理 同左</p>	<p>投資事業組合等への出資 同左</p> <p>②営業投資有価証券 自らが業務執行組員となっている投資事業組合等については、最近の決算に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。このうち有価証券の持分相当額を営業投資有価証券としております。</p> <p>(9) プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>②連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p> <p>③のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは、原則として5年均等償却をしております。但し、金額の僅少なものについては発生年度に一時に償却しております。 (会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(中間連結貸借対照表) 「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>(10) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税等の処理方法 同左</p> <p>②連結納税制度 同左</p> <p>③のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは、原則として5年均等償却をしております。但し、金額の僅少なものについては発生年度に一時に償却しております。</p>	<p>(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>①消費税等の処理方法 同左</p> <p>②連結納税制度 同左</p> <p>③のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは、原則として5年均等償却をしております。但し、金額の僅少なものについては発生年度に一時に償却しております。 (会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。 (連結貸借対照表) 「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書) 「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

会計方針の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は182,600百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は184,186百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました販売費及び一般管理費の「研究開発費」(当中間連結会計期間97百万円)は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2 前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」(前中間連結会計期間142百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>3 前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当収入」(前中間連結会計期間73百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>4 前中間連結会計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」(前中間連結会計期間47百万円)は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>5 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」(当中間連結会計期間65百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、特別利益の「その他」に含めて表示していません。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました営業外収益の「保険配当収入」(当中間連結会計期間87百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、営業外収益の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>2 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「証券代行手数料」(当中間連結会計期間74百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、営業外費用の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>3 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」(当中間連結会計期間1百万円)は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、特別利益の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>4 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」(当中間連結会計期間67百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、特別損失の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>5 前中間連結会計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」(前中間連結会計期間31百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>6 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました特別損失の「損害賠償金」(当中間連結会計期間5百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間においては、特別損失の「その他」に含めて表示していません。</p>
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」(前中間連結会計期間937百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>2 前中間連結会計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「株式の発行による収入」(前中間連結会計期間724百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」(前中間連結会計期間31百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記していません。</p> <p>2 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「営業投資有価証券の増減額(△増加額)」(前中間連結会計期間△351百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記していません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>3 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業におけるトレーディング商品(資産)の増減額(△増加額)」(前中間連結会計期間△1,479百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>4 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業における約定見返勘定(資産)の増減額(△増加額)」(前中間連結会計期間1,584百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>5 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業における有価証券担保貸付金の増減額(△増加額)」(前中間連結会計期間△2,443百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>6 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業におけるトレーディング商品(負債)の増減額(△減少額)」(前中間連結会計期間1,704百万円)は、その重要性が高くなったことから、当中間連結会計期間においては、区分掲記しております。</p> <p>7 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の売却による収入」(当中間連結会計期間179百万円)は、その重要性が低くなったことから、当中間連結会計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(税金更正に係る偶発事象)</p> <p>当社及び連結子会社のCSKファイナンス(株)(以下、この注記において連結子会社)は、平成16年3月期に係る法人税の更正通知を、平成17年8月1日に国税当局より受領しております。更正の主たる内容は、グループ再編の対象となった子会社株式の評価額等に関するものであります。</p> <p>当社及び連結子会社は、当該更正処分は承服できる内容ではないことから、全処分の取消しを求め、平成17年8月9日付で異議申立書を東京国税局長宛に提出いたしました。現時点において東京国税局より異議申立書に対する回答書は入手しておりません。</p> <p>なお、東京国税局からの更正通知の内容を仮にすべて反映させた場合の当中間連結会計期間における影響額は、当社の繰延税金資産の取崩し21億円、連結子会社の税額40億円となります。</p> <p>また、連結子会社の税額40億円については納付しており、当該納付額は中間連結貸借対照表上の流動資産「その他」に含めております。</p>		

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)																														
<p>※1 金融サービス運用資産のうち 主要なものは次のとおりであります。 匿名組合への出資25,602百万円 株式 26,499百万円 不動産 23,426百万円 金融サービス負債のうち主要なものは次のとおりであります。 責任財産限定型債務(ノンリコースローン) 9,156百万円 金融サービス運用資産の不動産及び金融サービス負債の責任財産限定型債務(ノンリコースローン)は連結子会社である匿名組合の資産・負債であります。</p>	<p>※1 金融サービス運用資産のうち 主要なものは次のとおりであります。 匿名組合への出資15,909百万円 株式 21,817百万円 不動産 43,091百万円 株式の中には時価のある株式が9,922百万円含まれております。 金融サービス負債のうち主要なものは次のとおりであります。 責任財産限定型債務(ノンリコースローン) 17,119百万円 金融サービス運用資産の不動産及び金融サービス負債の責任財産限定型債務(ノンリコースローン)は連結子会社である匿名組合の資産・負債であります。</p>	<p>※1 金融サービス運用資産のうち 主要なものは次のとおりであります。 匿名組合への出資30,163百万円 株式 26,980百万円 不動産 30,726百万円 株式の中には時価のある株式が11,986百万円含まれております。 金融サービス負債のうち主要なものは次のとおりであります。 責任財産限定型債務(ノンリコースローン) 11,132百万円 金融サービス運用資産の不動産及び金融サービス負債の責任財産限定型債務(ノンリコースローン)は連結子会社である匿名組合の資産・負債であります。</p>																														
<p>※2 担保資産及び担保付債務 (1) 以下の資産は短期借入金1,615百万円、金融サービス負債9,386百万円、証券業における信用取引負債46,471百万円、流動負債「その他」(未払金)1,744百万円の担保に供しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>金融サービス運用資産</td> <td>15,072百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業におけるトレーディング商品</td> <td>471百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>2,037百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,581百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、借入有価証券及び信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが9,463百万円(期末時価)あります。</p> <p>(2) 前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券3,947百万円、投資有価証券19,192百万円を供託しております。</p>	現金及び預金	2,000百万円	金融サービス運用資産	15,072百万円	証券業におけるトレーディング商品	471百万円	投資有価証券	2,037百万円	合計	19,581百万円	<p>※2 担保資産及び担保付債務 (1) 以下の資産は短期借入金1,450百万円、金融サービス負債18,695百万円、証券業における信用取引負債24,294百万円、流動負債「その他」(未払金)1,174百万円の担保に供しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>金融サービス運用資産</td> <td>26,221百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業におけるトレーディング商品</td> <td>399百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>1,974百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,596百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、借入有価証券及び信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが4,389百万円(期末時価)あります。</p> <p>(2) 前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券6,981百万円、投資有価証券17,674百万円を供託しております。</p>	現金及び預金	2,000百万円	金融サービス運用資産	26,221百万円	証券業におけるトレーディング商品	399百万円	投資有価証券	1,974百万円	合計	30,596百万円	<p>※2 担保資産及び担保付債務 (1) 以下の資産は短期借入金1,752百万円、金融サービス負債12,732百万円、証券業における信用取引負債45,847百万円、流動負債「その他」(未払金)1,835百万円の担保に供しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>金融サービス運用資産</td> <td>19,913百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業におけるトレーディング商品</td> <td>398百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>2,421百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,733百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが7,315百万円(期末時価)あります。</p> <p>(2) 前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券6,810百万円、投資有価証券16,341百万円を供託しております。</p>	現金及び預金	2,000百万円	金融サービス運用資産	19,913百万円	証券業におけるトレーディング商品	398百万円	投資有価証券	2,421百万円	合計	24,733百万円
現金及び預金	2,000百万円																															
金融サービス運用資産	15,072百万円																															
証券業におけるトレーディング商品	471百万円																															
投資有価証券	2,037百万円																															
合計	19,581百万円																															
現金及び預金	2,000百万円																															
金融サービス運用資産	26,221百万円																															
証券業におけるトレーディング商品	399百万円																															
投資有価証券	1,974百万円																															
合計	30,596百万円																															
現金及び預金	2,000百万円																															
金融サービス運用資産	19,913百万円																															
証券業におけるトレーディング商品	398百万円																															
投資有価証券	2,421百万円																															
合計	24,733百万円																															

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)																																																																		
<p>(3) 宅地建物取引業法第25条に基づく営業保証金として投資有価証券8百万円を供託しております。</p> <p>(4) 信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として2,488百万円、発行日取引差入証拠金の代用として13百万円を差入しております。</p> <p>(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記(1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>8,423百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>47,807百万円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,853百万円</td> </tr> <tr> <td>代用有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17,194百万円</td> </tr> </table> <p>(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>81,117百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>2,958百万円</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により借入れた有価証券</td> <td>9,406百万円</td> </tr> <tr> <td>受入保証金</td> <td>103,055百万円</td> </tr> <tr> <td>代用有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,550百万円</td> </tr> </table> <p>(7) _____</p>	信用取引貸証券	8,423百万円	信用取引借入金の本担保証券	47,807百万円	差入保証金	1,853百万円	代用有価証券		その他	17,194百万円	信用取引貸付金の本担保証券	81,117百万円	信用取引借証券	2,958百万円	消費貸借契約により借入れた有価証券	9,406百万円	受入保証金	103,055百万円	代用有価証券		その他	1,550百万円	<p>(3) 宅地建物取引業法第25条に基づく営業保証金として投資有価証券8百万円及び投資その他の資産「その他」(差入保証金)10百万円を供託しております。</p> <p>(4) 信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として3,181百万円、発行日取引差入証拠金の代用として2百万円を差入しております。</p> <p>(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記(1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>10,264百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>25,611百万円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>3,115百万円</td> </tr> <tr> <td>代用有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13,648百万円</td> </tr> </table> <p>(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>62,159百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>4,340百万円</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により借入れた有価証券</td> <td>6,354百万円</td> </tr> <tr> <td>受入保証金</td> <td>89,231百万円</td> </tr> <tr> <td>代用有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>994百万円</td> </tr> </table> <p>(7) 金融サービス事業の不動産関連投資に係るパフォーマンスボンド発行による保証(契約履行保証)の担保として現金及び預金2,885百万円を差入しております。なお当中間連結会計期間末現在対応債務は存在していません。</p>	信用取引貸証券	10,264百万円	信用取引借入金の本担保証券	25,611百万円	差入保証金	3,115百万円	代用有価証券		その他	13,648百万円	信用取引貸付金の本担保証券	62,159百万円	信用取引借証券	4,340百万円	消費貸借契約により借入れた有価証券	6,354百万円	受入保証金	89,231百万円	代用有価証券		その他	994百万円	<p>(3) 宅地建物取引業法第25条に基づく営業保証金として投資有価証券8百万円を供託しております。</p> <p>(4) 信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として3,228百万円、発行日取引差入証拠金の代用として4百万円を差入しております。</p> <p>(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記(1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>14,235百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>45,464百万円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>1,762百万円</td> </tr> <tr> <td>代用有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>23,889百万円</td> </tr> </table> <p>(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>81,305百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>5,754百万円</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により借入れた有価証券</td> <td>10,074百万円</td> </tr> <tr> <td>受入保証金</td> <td>101,839百万円</td> </tr> <tr> <td>代用有価証券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,455百万円</td> </tr> </table> <p>(7) _____</p>	信用取引貸証券	14,235百万円	信用取引借入金の本担保証券	45,464百万円	差入保証金	1,762百万円	代用有価証券		その他	23,889百万円	信用取引貸付金の本担保証券	81,305百万円	信用取引借証券	5,754百万円	消費貸借契約により借入れた有価証券	10,074百万円	受入保証金	101,839百万円	代用有価証券		その他	1,455百万円
信用取引貸証券	8,423百万円																																																																			
信用取引借入金の本担保証券	47,807百万円																																																																			
差入保証金	1,853百万円																																																																			
代用有価証券																																																																				
その他	17,194百万円																																																																			
信用取引貸付金の本担保証券	81,117百万円																																																																			
信用取引借証券	2,958百万円																																																																			
消費貸借契約により借入れた有価証券	9,406百万円																																																																			
受入保証金	103,055百万円																																																																			
代用有価証券																																																																				
その他	1,550百万円																																																																			
信用取引貸証券	10,264百万円																																																																			
信用取引借入金の本担保証券	25,611百万円																																																																			
差入保証金	3,115百万円																																																																			
代用有価証券																																																																				
その他	13,648百万円																																																																			
信用取引貸付金の本担保証券	62,159百万円																																																																			
信用取引借証券	4,340百万円																																																																			
消費貸借契約により借入れた有価証券	6,354百万円																																																																			
受入保証金	89,231百万円																																																																			
代用有価証券																																																																				
その他	994百万円																																																																			
信用取引貸証券	14,235百万円																																																																			
信用取引借入金の本担保証券	45,464百万円																																																																			
差入保証金	1,762百万円																																																																			
代用有価証券																																																																				
その他	23,889百万円																																																																			
信用取引貸付金の本担保証券	81,305百万円																																																																			
信用取引借証券	5,754百万円																																																																			
消費貸借契約により借入れた有価証券	10,074百万円																																																																			
受入保証金	101,839百万円																																																																			
代用有価証券																																																																				
その他	1,455百万円																																																																			
<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側</p> <p>当社が中心となって、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。</p> <p>当社は、グループ会社30社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。</p>	<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側</p> <p>当社が中心となって、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。</p> <p>当社は、グループ会社32社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。</p>	<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側</p> <p>当社が中心となって、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。</p> <p>当社は、グループ会社30社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。</p>																																																																		

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)																		
<p>これら契約に基づく当中間連結会計期間末の貸付未実行残高は次のとおりであります。(連結子会社分は含めず記載しております。)</p>	<p>これら契約に基づく当中間連結会計期間末の貸付未実行残高は次のとおりであります。(連結子会社分は含めず記載しております。)</p>	<p>これら契約に基づく当連結会計年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。(連結子会社分は含めず記載しております。)</p>																		
<table border="0"> <tr> <td>CMSによる貸付 限度額の総額</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付実行残高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>差引貸付未実行残高</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table>	CMSによる貸付 限度額の総額	40百万円	貸付実行残高	一百万円	差引貸付未実行残高	40百万円	<table border="0"> <tr> <td>CMSによる貸付 限度額の総額</td> <td style="text-align: right;">280百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付実行残高</td> <td style="text-align: right;">91百万円</td> </tr> <tr> <td>差引貸付未実行残高</td> <td style="text-align: right;">188百万円</td> </tr> </table>	CMSによる貸付 限度額の総額	280百万円	貸付実行残高	91百万円	差引貸付未実行残高	188百万円	<table border="0"> <tr> <td>CMSによる貸付 限度額の総額</td> <td style="text-align: right;">240百万円</td> </tr> <tr> <td>貸付実行残高</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> <tr> <td>差引貸付未実行残高</td> <td style="text-align: right;">150百万円</td> </tr> </table>	CMSによる貸付 限度額の総額	240百万円	貸付実行残高	90百万円	差引貸付未実行残高	150百万円
CMSによる貸付 限度額の総額	40百万円																			
貸付実行残高	一百万円																			
差引貸付未実行残高	40百万円																			
CMSによる貸付 限度額の総額	280百万円																			
貸付実行残高	91百万円																			
差引貸付未実行残高	188百万円																			
CMSによる貸付 限度額の総額	240百万円																			
貸付実行残高	90百万円																			
差引貸付未実行残高	150百万円																			
<p>なお、上記CMS運営基本契約において、資金使途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。</p>	<p>なお、上記CMS運営基本契約において、資金使途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。</p>	<p>なお、上記CMS運営基本契約において、資金使途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。</p>																		
<p>(2) 借手側 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行とコミットメント契約を締結しております。</p>	<p>(2) 借手側 同左</p>	<p>(2) 借手側 同左</p>																		
<p>これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。</p>																				
<table border="0"> <tr> <td>借入極度額</td> <td style="text-align: right;">30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>差引借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">30,000百万円</td> </tr> </table>	借入極度額	30,000百万円	借入実行残高	一百万円	差引借入未実行残高	30,000百万円														
借入極度額	30,000百万円																			
借入実行残高	一百万円																			
差引借入未実行残高	30,000百万円																			
<p>※4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 証券取引責任準備金 証券取引法第51条 金融先物取引責任準備金 金融先物取引法第81条</p>	<p>※4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 証券取引責任準備金 旧証券取引法第51条 金融先物取引責任準備金 旧金融先物取引法第81条</p>	<p>※4 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 証券取引責任準備金 証券取引法第51条 金融先物取引責任準備金 金融先物取引法第81条</p>																		
<p>※5 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 0百万円</p>	<p>※5 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 0百万円</p>	<p>※5 _____</p>																		

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)												
<p>※1 固定資産売却益は、主に当社が保有するCSK情報教育センターを売却したことによるものであります。</p> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="135 477 475 593"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 (主に器具備品)</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	18百万円	その他 (主に器具備品)	29百万円	合計	48百万円	<p>※1 _____</p> <p>※2 _____</p>	<p>※1 固定資産売却益は、主に当社が保有するCSK情報教育センターを売却したことによるものであります。</p> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="984 477 1321 593"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 (主に器具備品)</td> <td>85百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>160百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	75百万円	その他 (主に器具備品)	85百万円	合計	160百万円
建物及び構築物	18百万円													
その他 (主に器具備品)	29百万円													
合計	48百万円													
建物及び構築物	75百万円													
その他 (主に器具備品)	85百万円													
合計	160百万円													
<p>※3 _____</p>	<p>※3 減損損失の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 減損損失を計上した主な資産</p> <table border="1" data-bbox="507 701 906 907"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSK 青山ビル (東京都港区)</td> <td>情報サービス 事業用 データベース</td> <td>無形 固定資産</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業資産においては管理会計上の区分としております。</p> <p>(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法 主に収益性が著しく低下した事業用資産においては、不採算事業における回収可能性の将来キャッシュ・フローを考慮し、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。当中間連結会計期間においては減損損失として180百万円計上しており、その内訳は、データベース132百万円、ソフトウェア48百万円であります。</p>	場所	用途	種類	CSK 青山ビル (東京都港区)	情報サービス 事業用 データベース	無形 固定資産	<p>※3 _____</p>						
場所	用途	種類												
CSK 青山ビル (東京都港区)	情報サービス 事業用 データベース	無形 固定資産												

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※4	<p>※4 法人税等還付税額(法人税相当部分2,129百万円、地方税相当部分634百万円)については、以下の理由により計上されています。</p> <p>(1) 更正通知の受領と異議申立書の提出 当社及び連結子会社のCSKファイナンス㈱(以下、この注記において連結子会社)は、平成16年3月期に係る法人税の更正通知を、平成17年8月1日に国税当局より受領しました。更正の主たる内容は、グループ再編の対象となった子会社株式の評価額等に関するものであります。</p> <p>当社及び連結子会社は、当該更正処分は承服できる内容ではないことから、全処分の取消しを求め、平成17年8月9日付で異議申立書を東京国税局長宛に提出いたしました。</p> <p>(2) 過年度法人税等及び法人税等調整額の計上 平成19年3月期においては、異議申立て後、相当期間が経過しており、また、平成19年3月に日本公認会計士協会から「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」の改正が公表されたことなどを考慮し、財務状況の一層の健全性向上と経営の透明性の確保という観点から、保守的な会計処理が望ましいとの結論に至り、過年度法人税等及び法人税等調整額として6,210百万円を連結損益計算書に織り込むことといたしました。</p>	※4

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※5</p>	<p>(3) 異議決定書の受領と法人税等還付税額の計上</p> <p>当中間連結会計期間において、上述の異議申立てに関し、平成19年6月6日付で東京国税局より異議決定書を受領し、当社及び連結子会社の主張の一部が認められたため、当該部分に係る法人税等還付税額を計上しています。</p> <p>なお、当社及び連結子会社は、異議申立てが認められなかった主たる部分(子会社株式の評価額)について、平成19年7月2日付で国税不服審判所に不服審査請求を行っております。</p> <p>※5</p>	<p>※5 過年度法人税等及び法人税等調整額については、下記の理由により計上されております。</p> <p>当社及び連結子会社のCSKファイナンス㈱(以下、この注記において連結子会社)は、平成16年3月期に係る法人税の更正通知を、平成17年8月1日に国税当局より受領しております。更正の主たる内容は、グループ再編の対象となった子会社株式の評価額等に関するものであります。</p> <p>当社及び連結子会社は、当該更正処分は承服できる内容ではないことから、全処分の取消しを求め、平成17年8月9日付で異議申立書を東京国税局長宛に提出いたしました。</p> <p>しかし、異議申立て後、相当期間が経過しており、また、平成19年3月に日本公認会計士協会から「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」の改正が公表されたことなどを考慮し、当連結会計年度において財務状況の一層の健全性向上と経営の透明性の確保という観点から、本件については保守的な会計処理が望ましいとの結論に至り、連結損益計算書に織り込むことと致しました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(後発事象)</p> <p>上述の異議申立てに関し、平成19年6月6日付で東京国税局より異議決定書を受領し、当社及び連結子会社の主張の一部が認められました。これに対し、当社及び連結子会社は、異議申立てが認められなかった主たる部分(子会社株式の評価額)について、平成19年6月12日開催の当社取締役会で国税不服審判所に不服審査請求を行うことを決定しております。</p> <p>なお、当社及び連結子会社の異議申立てが認められた部分に係る連結業績への影響額は、法人税相当部分で当社約10億円及び連結子会社約10億円であります。</p>

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	77,791,992	334,420	—	78,126,412

(変動事由の概要)

普通株式の増加334,420株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	4,143,833	3,372	94	4,147,111

(変動事由の概要)

普通株式の増加3,372株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の減少94株は、単元未満株式の処分による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

なお、平成18年7月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,945	40	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,479	20	平成18年9月30日	平成18年12月11日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	78,437,124	233,400	—	78,670,524

(変動事由の概要)

普通株式の増加233,400株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	4,148,356	1,000,907	9,378	5,139,885

(変動事由の概要)

普通株式の増加907株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の増加1,000,000株は、自己株式買付による増加であります。

普通株式の減少9,378株は、(株)ISA Oの完全子会社化に伴う株式交換による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,485	20	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,470	20	平成19年9月30日	平成19年12月11日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	77,791,992	645,132	—	78,437,124

(変動事由の概要)

普通株式の増加645,132株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,143,833	4,730	207	4,148,356

(変動事由の概要)

普通株式の増加4,730株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の減少207株は、単元未満株式の処分による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

なお、平成18年7月に第7回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,945	40	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月7日 取締役会	普通株式	1,479	20	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,485	20	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日) 現金及び預金勘定 111,997百万円 有価証券勘定 4,153百万円 合計 116,150百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金 △3,239百万円 償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など △4,041百万円 現金及び現金同等物 108,869百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日) 現金及び預金勘定 86,294百万円 有価証券勘定 7,296百万円 合計 93,591百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金 △7,161百万円 償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など △6,981百万円 現金及び現金同等物 79,448百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日) 現金及び預金勘定 108,405百万円 有価証券勘定 7,207百万円 合計 115,612百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金 △3,354百万円 償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など △6,810百万円 現金及び現金同等物 105,447百万円
※2 自己株式の取得による支出は、連結子会社の自己株式の取得による支出を含めております。	※2 同左	※2 同左

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)					前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 借手側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 借手側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 借手側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具備品	8,277	4,175	30	4,071	器具備品	6,962	3,370	30	3,561	器具備品	6,912	3,483	30	3,397
その他	1,856	919	4	932	その他	1,745	863	4	877	その他	2,032	966	4	1,061
合計	10,133	5,094	35	5,003	合計	8,708	4,233	35	4,439	合計	8,944	4,450	35	4,458
②未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 2,103百万円 1年超 3,121百万円 合計 5,224百万円 リース資産減損勘定中間期末残高 27百万円					②未経過リース料中間期末残高相当額及びリース資産減損勘定中間期末残高 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 1,688百万円 1年超 2,971百万円 合計 4,660百万円 リース資産減損勘定中間期末残高 11百万円					②未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 1,652百万円 1年超 2,877百万円 合計 4,530百万円 リース資産減損勘定期末残高 19百万円				
③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 1,493百万円 リース資産減損勘定の取崩額 7百万円 減価償却費相当額 1,330百万円 支払利息相当額 183百万円 減損損失 ー百万円					③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 1,134百万円 リース資産減損勘定の取崩額 7百万円 減価償却費相当額 1,000百万円 支払利息相当額 144百万円 減損損失 ー百万円					③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2,883百万円 リース資産減損勘定の取崩額 15百万円 減価償却費相当額 2,590百万円 支払利息相当額 337百万円 減損損失 ー百万円				
④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					④減価償却費相当額の算定方法 同左					④減価償却費相当額の算定方法 同左				
⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。					⑤利息相当額の算定方法 同左					⑤利息相当額の算定方法 同左				
2 オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 1年以内 2,255百万円 1年超 15,030百万円 合計 17,285百万円					2 オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 1年以内 1,994百万円 1年超 12,769百万円 合計 14,763百万円					2 オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 1年以内 1,997百万円 1年超 13,721百万円 合計 15,718百万円				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)

1 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

種類	資産	負債	評価差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 株券	2,649	701	21
(2) 債券	9,607	5,706	84
(3) 受益証券等	37	1	△0
合計	12,294	6,409	105

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 国債・地方債等	23,148	23,086	△62
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	23,148	23,086	△62

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 株式	24,691	32,084	7,392
(2) 債券			
国債・地方債等	10	9	△0
社債	198	192	△6
その他	—	—	—
(3) その他	22,304	24,543	2,238
合計	47,204	56,829	9,624

(注) 「(3)その他」には、投資信託や投資事業組合等への出資を含めております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

種類	中間連結貸借対照表計上額
	金額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券	
マネー・マネージメント・ファンド等	111
非上場株式	14,328
非上場債券	80
投資事業組合に対する出資持分	2,153
匿名組合への出資	25,602
(3) 子会社株式及び関連会社株式	1,080

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）

1 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

種類	資産	負債	評価差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 株券	5,771	1,361	△14
(2) 債券	6,851	3,024	18
(3) 受益証券等	0	—	0
合計	12,623	4,385	4

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 国債・地方債等	24,665	24,653	△11
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	24,665	24,653	△11

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 株式	19,543	26,677	7,134
(2) 債券			
国債・地方債等	14	14	0
社債	100	100	0
その他	—	—	—
(3) その他	17,609	19,130	1,521
合計	37,268	45,923	8,655

(注) 「(3)その他」には、投資信託や投資事業組合等への出資を含めております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

種類	中間連結貸借対照表計上額
	金額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券	
マネー・マネージメント・ファンド等	314
非上場株式	17,187
非上場債券	118
投資事業組合に対する出資持分	2,270
匿名組合への出資	15,909
(3) 子会社株式及び関連会社株式	1,536

[前へ](#)

[次へ](#)

前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）

1 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

種類	資産	負債	評価差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 株券	5,561	2,645	△23
(2) 債券	9,953	6,483	32
(3) 受益証券等	121	—	6
合計	15,636	9,128	14

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 国債・地方債等	23,160	23,095	△64
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	23,160	23,095	△64

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(1) 株式	17,911	32,409	14,498
(2) 債券			
国債・地方債等	15	14	△0
社債	100	99	△0
その他	—	—	—
(3) その他	21,933	23,640	1,706
合計	39,959	56,164	16,204

(注) 「(3)その他」には、投資信託や投資事業組合等への出資を含めております。

4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額
	金額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券	
マネー・マネージメント・ファンド等	397
非上場株式	18,418
非上場債券	180
投資事業組合に対する出資持分	2,154
匿名組合への出資	30,163
(3) 子会社株式及び関連会社株式	917

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

1 証券業におけるトレーディング商品に係るもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)				当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)				前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)			
	資産 (百万円)		負債 (百万円)		資産 (百万円)		負債 (百万円)		資産 (百万円)		負債 (百万円)	
	契約額等	時価	契約額等	時価	契約額等	時価	契約額等	時価	契約額等	時価	契約額等	時価
オプション取引	—	—	1,473	6	2,097	2	1,432	5	4,616	10	5,801	30
為替予約取引	288	1	415	1	142	0	708	18	168	0	511	11
先物取引	3,608	46	6,139	43	11,037	66	4,023	74	8,522	31	2,881	9

(注) 1 為替予約取引及び先物取引については、みなし決済損益を時価欄に記載しております。

2 時価の算定方法は以下のとおりであります。

- 株価指数先物取引 . . . 各金融商品取引所が定める清算指数
- 株券オプション取引、
株価指数オプション取引 . . . 各金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
- 債券先物取引 . . . 主たる金融商品取引所が定める清算値段
- 債券オプション取引 . . . 主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
- 為替予約取引 . . . 受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額

2 証券業におけるトレーディング商品に係るもの以外

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)						当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)						前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)					
	資産 (百万円)			負債 (百万円)			資産 (百万円)			負債 (百万円)			資産 (百万円)			負債 (百万円)		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
為替予約取引	726	2	2	129	0	0	80	0	0	21	0	0	65	0	0	80	0	0

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社及び連結子会社はストック・オプションの付与を行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社及び連結子会社はストック・オプションの付与を行っておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年6月29日 (第32回定時株主総会)	平成13年6月28日 (第33回定時株主総会)	平成14年6月27日 (第34回定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 26 従業員 903	取締役 22 従業員 1,476	取締役 22 子会社取締役 7 従業員 1,618
株式の種類別ストック・オプションの数(株) (注) 1	普通株式 485,800	普通株式 676,500	普通株式 754,900
付与日	平成12年7月25日	平成13年7月24日	平成14年8月30日
権利確定条件	<p>①当社第32期(平成11年4月1日から平成12年3月31日)の営業利益の20%増の営業利益を最初に計上した営業年度にかかる当社の決算発表日の翌日以降でなければ行使できないものとする。なお、合併・営業譲渡・組織変更等により、当該営業利益の達成基準の見直しが必要となる場合は、取締役会において新たな達成基準を設定するものとする。</p> <p>②権利行使時においても当社取締役又は従業員であること。但し、権利付与日において当社取締役の地位にあった者が当社取締役の地位を喪失した場合、及び当社従業員の地位にあった者が当社の就業規程に基づく定年退職により当社従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、権利行使期間の範囲内とする。)は権利を行使できるものとする。</p> <p>③権利行使時において当社取締役又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社監査役に選任され、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。</p>	<p>①権利行使時においても当社取締役又は従業員であること。但し、権利付与日において当社取締役の地位にあった者が当社取締役の地位を喪失した場合、及び当社従業員の地位にあった者が当社の就業規程に基づく定年退職により当社従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、権利行使期間の範囲内とする。)は権利を行使できるものとする。</p> <p>②権利行使時において当社取締役又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社監査役に選任され、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役又は従業員であること。但し、新株予約権発行日において当社又は当社子会社の取締役の地位にあった者が取締役の地位を喪失した場合、及び当社又は当社子会社の従業員の地位にあったものが定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、上記の権利行使期間範囲内とする。)は権利を行使できるものとする。</p> <p>②権利行使時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社、当社子会社、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成13年7月25日～ 平成18年7月24日	平成14年7月24日～ 平成19年7月23日	平成15年7月1日～ 平成18年6月30日
権利行使価格(円)	3,522	3,639	4,290
付与日における公正な評価 単価(円) (注) 2	—	—	—

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年6月26日 (第35回定時株主総会)	同左	平成16年6月25日 (第36回定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 8 執行役員 13 子会社取締役 39 子会社執行役員 1 従業員 1,592 子会社従業員 550	従業員 52	取締役 8 執行役員 14 子会社取締役 43 子会社執行役員 10 従業員 1,842 子会社従業員 557
株式の種類別ストック・オプションの数(株) (注) 1	普通株式 933,900	普通株式 7,800	普通株式 1,016,700
付与日	平成15年8月29日	平成15年9月16日	平成16年8月27日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であること。但し、新株予約権発行日において当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあった者がその地位を喪失した場合、及び当社又は当社子会社の従業員の地位にあったものが定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、上記の権利行使期間範囲内とする。)は権利を行使できるものとする。 ②権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社、当社子会社、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、執行役員、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。	同左	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成16年7月1日～ 平成19年6月29日	同左	平成17年7月1日～ 平成20年6月30日
権利行使価格(円)	3,770	4,110	4,820
付与日における公正な評価 単価(円) (注) 2	—	—	—

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月28日 (第37回定時株主総会)	平成14年6月25日 (株式交換によりCSKネットワークシステムズ株式会社からその義務を承継した新株予約権)	同左
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 10 執行役員 4 子会社取締役 55 子会社執行役員 29 従業員 1 子会社従業員 1,329	子会社取締役 6 子会社従業員 136	子会社従業員 17
株式の種類別ストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 1,123,000	普通株式 73,628	普通株式 2,212
付与日	平成17年11月14日	平成14年8月20日	平成14年8月30日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であること。但し、新株予約権発行日において当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあった者がその地位を喪失した場合、及び当社又は当社子会社の従業員の地位にあったものが定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、上記の権利行使期間範囲とする。)は権利を行使できるものとする。 ②権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失した場合といえども、当社、当社子会社、又は当社と人的・資本的関係のある会社の取締役、執行役員、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。	①新株予約権者は、権利行使時においてもCSKネットワークシステムズ株式会社の役員又は従業員であること。但し、役員の任期満了による退任並びに従業員の定年退職により地位を喪失した場合は、それぞれ地位の喪失後1年間(但し、上記の権利行使期間範囲とする。)は権利行使を認める。また、CSKネットワークシステムズ株式会社の完全親会社となる当社及び当社の子会社、関連会社へ転籍する場合は、当該転籍先に在職している限り権利行使を認める。 ②新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の権利は消滅する。 ③その他の権利行使条件については、新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。	同左
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成21年6月30日	平成15年8月1日～ 平成18年7月31日	同左
権利行使価格(円)	4,990	3,270	3,270
付与日における公正な評価 単価(円) (注)2	—	—	—

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

[前へ](#)

[次へ](#)

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 (株式交換により株式会社サービスウェア・コーポレーションからその義務を承継した新株予約権)	同左	平成15年6月19日 (株式交換により日本フィッツ株式会社からその義務を承継した新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 5 子会社従業員 113	子会社従業員 110	子会社取締役 11 子会社監査役 1 子会社従業員 136
株式の種類別ストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 45,136	普通株式 12,710	普通株式 27,216
付与日	平成14年8月23日	平成15年1月15日	平成15年10月1日
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、権利行使時においても株式会社サービスウェア・コーポレーションの取締役又は従業員(従業員とは、雇用契約関係にある者をいい、顧問、相談役、その他名称の如何を問わず、委任契約関係にある者を含まない。以下同様とする。)であること。但し、新株予約権の発行日において株式会社サービスウェア・コーポレーションの取締役の地位にあった者が取締役の地位を喪失した場合、及び株式会社サービスウェア・コーポレーションの従業員の地位にあった者が定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれ地位の喪失後2年間(但し、上記の権利行使期間範囲内とする。)は権利行使できるものとする。</p> <p>②権利行使時において株式会社サービスウェア・コーポレーションの取締役又は従業員の地位を喪失した場合といえども、株式会社サービスウェア・コーポレーション、株式会社サービスウェア・コーポレーションの子会社、又は株式会社サービスウェア・コーポレーションと人的・資本的関係のある会社の取締役、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。</p> <p>③その他の条件については、新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。</p>	同左	<p>①新株予約権者は、権利行使時においても日本フィッツ株式会社の役職員又は顧問であること。但し、取締役又は監査役の任期満了による退任並びに従業員の定年退職の場合は、権利行使期間の開始日から1年間以内(但し、上記の権利行使期間範囲内とする。)に限り権利行使を認める。また、当社及び当社子会社、関連会社並びに日本フィッツ株式会社の子会社、関連会社へ転籍する場合は、当該転籍先に在籍している限り権利行使を認める。</p> <p>②その他の権利行使条件については、新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。</p>
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年7月1日～ 平成18年6月30日	同左	平成16年8月1日～ 平成19年7月31日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 (株式交換により株式会社サービスウェア・コーポレーションからその義務を承継した新株予約権)	同左	平成15年6月19日 (株式交換により日本フィッツ株式会社からその義務を承継した新株予約権)
権利行使価格(円)	5,302	1,804	4,898
付与日における公正な評価単価(円) (注)2	—	—	—

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

会社名	(株)ジェー・アイ・イー・シー	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成15年3月20日 (第18回定時株主総会)	平成15年8月22日 (臨時株主総会)	平成16年6月17日 (第3回定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 8 従業員 701	取締役 6 監査役 1 従業員 56	取締役 4 監査役 1 従業員 21
株式の種類別ストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 2,010	普通株式 1,192	普通株式 281
付与日	平成15年5月30日	平成15年8月25日	平成16年8月10日
権利確定条件	(1)新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または従業員であること。但し、新株予約権発行日において当社の取締役の地位にあった者が取締役の地位を喪失した場合、及び当社の従業員の地位にあった者が定年退職により従業員の地位を喪失した場合、それぞれの地位の喪失後2年間(但し、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの権利行使期間の範囲内とする)は権利を行使できるものとする。 (2)権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を喪失した場合といたども、当社、または当社と人的・資金的関係のある会社の取締役、監査役、従業員として在籍する場合は、権利を行使できるものとする。	(ア)新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 (イ)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 (ウ)新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。 (エ)その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
対象勤務期間	平成15年3月31日在籍者	—	—
権利行使期間	平成16年4月1日～ 平成19年3月31日	平成15年9月1日～ 平成22年8月31日	平成17年7月1日～ 平成20年6月30日
権利行使価格(円)	59,000	41,250	1,350,000
付与日における公正な評価単価(円) (注)2	—	—	—

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

会社名	㈱ベリサーブ	コスモ証券㈱
決議年月日	平成17年6月24日 (第4回定時株主総会)	平成16年6月29日 (第106回定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 4 監査役 1 従業員 53	取締役 7 執行役員及び 部店長等幹部社員 259
株式の種類別ストック・オプションの数(株) (注)1	普通株式 283	普通株式 1,642,000
付与日	平成17年9月6日	平成16年10月29日
権利確定条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。</p> <p>(ウ)新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。</p> <p>(エ)その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権の行使可能期間において、前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が450円以上である日にのみ権利行使できるものとする。</p> <p>その他条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。</p>
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成18年7月1日～ 平成21年6月30日	平成17年7月1日～ 平成20年6月30日
権利行使価格(円)	640,000	1
付与日における公正な評価 単価(円) (注)2	—	—

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	金融サービス事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	合計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	91,985	15,184	10,991	1,464	119,626	—	119,626
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	545	135	1	1	684	(684)	—
合計	92,530	15,320	10,993	1,466	120,310	(684)	119,626
営業費用	84,816	3,111	10,705	1,564	100,198	180	100,379
営業利益又は 営業損失(△)	7,714	12,208	287	△98	20,111	△864	19,247

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	金融サービス事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	合計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	94,207	17,105	12,746	1,261	125,321	—	125,321
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,938	2	3	1	1,944	(1,944)	—
合計	96,146	17,108	12,749	1,262	127,265	(1,944)	125,321
営業費用	87,315	3,655	13,143	1,298	105,413	757	106,170
営業利益又は 営業損失(△)	8,830	13,452	△393	△36	21,852	△2,702	19,150

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	金融サービス事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	合計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	192,561	24,953	24,702	3,763	245,981	—	245,981
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,719	135	2	4	1,862	(1,862)	—
合計	194,281	25,089	24,705	3,768	247,843	(1,862)	245,981
営業費用	179,503	9,247	22,948	4,020	215,720	356	216,076
営業利益又は 営業損失(△)	14,777	15,841	1,757	△252	32,123	△2,218	29,904

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称
サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

<前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度>

情報サービス事業	システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエン トリー、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事 業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等 の販売事業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃 貸事業
金融サービス事業	投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャ ピタル事業、投資信託委託業等
証券事業	証券業、証券業付随業務等
プリペイドカード事業	プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 消去又は全社に含めた配賦不能営業費用

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,385百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は5,034百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は7,002百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、いずれも海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	2,468.27円	2,543.30円	2,479.33円
1株当たり中間(当期)純利益	142.06円	163.89円	117.35円
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	130.48円	144.60円	105.60円

(注) 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の純資産の部の合計額(百万円)	206,269	210,723	208,775
普通株式に係る純資産額(百万円)	182,600	187,010	184,186
差額の主な内訳(百万円)			
少数株主持分	23,668	23,713	24,589
普通株式の発行済株式数(千株)	78,126	78,670	78,437
普通株式の自己株式数(千株)	4,147	5,139	4,148
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	73,979	73,530	74,288

2 1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結損益計算書(連結損益計算書)上の中間(当期)純利益(百万円)	10,490	12,083	8,679
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	10,490	12,083	8,679
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
期中平均株式数(千株)	普通株式 73,844	普通株式 73,732	普通株式 73,957

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	△26	△7	△3
(うち関係会社の潜在株式 の影響額)	△36	△35	△41
(うち支払利息(税額相当 額控除後))	9	28	38
普通株式増加数(千株)	6,351	9,781	8,198
(うち新株引受権)	99	22	86
(うち新株予約権)	295	33	261
(うち新株予約権付社債)	5,956	9,725	7,849
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	<p><当社> 新株予約権(㈱サービスウ ェア・コーポレーション より承継 第1回) なお、新株予約権は当 中間連結会計期間におい て権利行使期間を終了し ております。</p> <p><関係会社> ㈱ベリサーブ 新株予約権561個 コスモ証券(株) 新株予約権1,642個</p>	<p><当社> 新株予約権(平成17年6月 28日決議)の数11,224個</p> <p><関係会社> ㈱ベリサーブ 新株予約権559個 コスモ証券(株) 新株予約権1,642個</p>	<p><当社> 新株予約権(㈱サービスウ ェア・コーポレーション より承継 第1回) なお、新株予約権は当 連結会計年度において権 利行使期間を終了してお ります。</p> <p><関係会社> ㈱ベリサーブ 新株予約権561個 コスモ証券(株) 新株予約権1,642個</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		85,320		43,324		75,534	
2 売掛金		27		49		1	
3 営業未収入金		710		733		742	
4 関係会社短期貸付金		37,457		75,777		42,101	
5 その他	※4	7,875		4,837		13,714	
貸倒引当金		—		△4		—	
流動資産合計		131,390	41.6	124,716	39.3	132,094	39.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物		4,693		10,421		5,868	
(2) 器具備品		735		1,086		791	
(3) 土地		7,105		9,489		7,935	
(4) その他		1,391		401		2,758	
有形固定資産合計		13,926		21,398		17,353	
2 無形固定資産		550		1,286		1,013	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		30,385		27,095		34,072	
(2) 関係会社株式		106,550		109,918		106,833	
(3) その他の関係会社 有価証券		—		5,531		—	
(4) 関係会社長期貸付金		28,328		24,592		34,820	
(5) 敷金及び保証金		4,220		4,160		4,054	
(6) その他		1,136		1,925		1,819	
投資損失引当金		—		△100		—	
貸倒引当金		△739		△2,891		△739	
投資その他の資産合計		169,882		170,232		180,859	
固定資産合計		184,359	58.4	192,916	60.7	199,226	60.1
資産合計		315,750	100.0	317,633	100.0	331,321	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		15		—		—	
2 短期借入金		1,200		—		—	
3 一年内償還予定社債		—		20,000		20,000	
4 未払法人税等		1,846		1,597		3,720	
5 預り金	※2	39,057		50,934		50,517	
6 賞与引当金		97		125		121	
7 その他		990		1,522		2,767	
流動負債合計		43,207	13.7	74,180	23.4	77,127	23.3
II 固定負債							
1 社債		40,000		20,000		20,000	
2 新株予約権付社債		58,000		56,792		58,000	
3 役員退職慰労金引当金		113		100		113	
4 その他		4,801		4,108		6,063	
固定負債合計		102,914	32.6	81,000	25.5	84,176	25.4
負債合計		146,121	46.3	155,180	48.9	161,303	48.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		72,195	22.9	73,225	23.1	72,790	22.0
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		27,841		28,871		28,436	
(2) その他資本剰余金		7,075		7,053		7,075	
資本剰余金合計		34,916	11.0	35,925	11.3	35,511	10.7
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		62		62		62	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		67,321		71,821		67,321	
繰越利益剰余金		11,974		3,185		9,162	
利益剰余金合計		79,358	25.1	75,069	23.6	76,546	23.1
4 自己株式		△19,642	△6.2	△24,010	△7.6	△19,649	△5.9
株主資本合計		166,828	52.8	160,209	50.4	165,199	49.9
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		2,799	0.9	2,244	0.7	4,818	1.4
2 繰延ヘッジ損益		0	0.0	△0	△0.0	0	0.0
評価・換算差額等合計		2,800	0.9	2,244	0.7	4,818	1.4
純資産合計		169,628	53.7	162,453	51.1	170,018	51.3
負債純資産合計		315,750	100.0	317,633	100.0	331,321	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 営業収入	※1	11,511	100.0	5,554	100.0	15,583	100.0
II 営業費用		3,588	31.2	4,588	82.6	7,215	46.3
営業利益		7,923	68.8	966	17.4	8,367	53.7
III 営業外収益	※2	1,889	16.4	1,763	31.7	3,391	21.7
IV 営業外費用	※3	485	4.2	1,035	18.6	973	6.2
経常利益		9,326	81.0	1,694	30.5	10,785	69.2
V 特別利益	※4	99	0.9	102	1.8	133	0.9
VI 特別損失	※5	36	0.3	3,348	60.3	1,061	6.8
税引前中間(当期)純利益		9,389	81.6	△1,551	△27.9	9,857	63.3
法人税、住民税及び 事業税		△558		△386		△1,022	
法人税等還付税額	※7	—		△911		—	
法人税等調整額		989		△262		1,136	
過年度法人税等調整額	※8	—	3.8	—	△28.1	2,117	14.4
中間(当期)純利益		8,957	77.8	8	0.1	7,625	48.9

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	71,523	27,169	7,075	62	48,821	24,505	△19,625	159,532	
中間会計期間中の変動額									
新株予約権の行使	671	671	—	—	—	—	—	1,343	
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	18,500	△18,500	—	—	
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△2,945	—	△2,945	
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△42	—	△42	
中間純利益	—	—	—	—	—	8,957	—	8,957	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△17	△17	
自己株式の処分	—	—	△0	—	—	—	0	0	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	671	671	△0	—	18,500	△12,530	△16	7,295	
平成18年9月30日残高(百万円)	72,195	27,841	7,075	62	67,321	11,974	△19,642	166,828	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	
平成18年3月31日残高(百万円)	4,330	—	163,862
中間会計期間中の変動額			
新株予約権の行使	—	—	1,343
別途積立金の積立(注)	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	△2,945
役員賞与(注)	—	—	△42
中間純利益	—	—	8,957
自己株式の取得	—	—	△17
自己株式の処分	—	—	0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△1,530	0	△1,530
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,530	0	5,765
平成18年9月30日残高(百万円)	2,799	0	169,628

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	72,790	28,436	7,075	62	67,321	9,162	△19,649	165,199	
中間会計期間中の変動額									
新株予約権の行使	435	435	—	—	—	—	—	870	
別途積立金の積立	—	—	—	—	4,500	△4,500	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,485	—	△1,485	
中間純利益	—	—	—	—	—	8	—	8	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4,405	△4,405	
自己株式の処分	—	—	△21	—	—	—	44	22	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	435	435	△21	—	4,500	△5,977	△4,361	△4,990	
平成19年9月30日残高(百万円)	73,225	28,871	7,053	62	71,821	3,185	△24,010	160,209	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	
平成19年3月31日残高(百万円)	4,818	0	170,018
中間会計期間中の変動額			
新株予約権の行使	—	—	870
別途積立金の積立	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△1,485
中間純利益	—	—	8
自己株式の取得	—	—	△4,405
自己株式の処分	—	—	22
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△2,573	△0	△2,574
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△2,573	△0	△7,564
平成19年9月30日残高(百万円)	2,244	△0	162,453

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高(百万円)	71,523	27,169	7,075	62	48,821	24,505	△19,625	159,532
事業年度中の変動額								
新株予約権の行使	1,266	1,266	—	—	—	—	—	2,533
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	18,500	△18,500	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△2,945	—	△2,945
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,479	—	△1,479
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△42	—	△42
当期純利益	—	—	—	—	—	7,625	—	7,625
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△24	△24
自己株式の処分	—	—	0	—	—	—	0	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,266	1,266	0	—	18,500	△15,342	△23	5,667
平成19年3月31日残高(百万円)	72,790	28,436	7,075	62	67,321	9,162	△19,649	165,199

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	
平成18年3月31日残高(百万円)	4,330	—	163,862
事業年度中の変動額			
新株予約権の行使	—	—	2,533
別途積立金の積立(注)	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	△2,945
剰余金の配当	—	—	△1,479
役員賞与(注)	—	—	△42
当期純利益	—	—	7,625
自己株式の取得	—	—	△24
自己株式の処分	—	—	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	488	0	488
事業年度中の変動額合計 (百万円)	488	0	6,155
平成19年3月31日残高(百万円)	4,818	0	170,018

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 2～50年 器具備品 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法 その他 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 2～50年 器具備品 2～20年 (会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する償却方法に変更しております。</p> <p>なお、当該変更の結果、当中間会計期間において営業費用が42百万円増加したことにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却する方法を採用しております。この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>その他 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 2～50年 器具備品 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>その他 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用処理しております。 (会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>前中間会計期間において営業外費用の「その他」としていた「新株発行費」は、当中間会計期間より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p>	<p>株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用処理しております。 (会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年8月11日)を適用しております。</p> <p>前事業年度において営業外費用の「その他」としていた「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>—————</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 関係会社に対する投資損失に備えるため、投資先の財務状況を勘案し、必要額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>—————</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 リース取引の処理方法	<p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「その他」に計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労金引当金 役員への退職慰労金支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。</p> <p>なお、当社は内規を改定し、平成15年6月26日の定時株主総会后、必要額は増加いたしません。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労金引当金 同左</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、超過額を投資その他の資産の「その他」に計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労金引当金 同左</p> <p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>① ヘッジ手段 為替予約取引</p> <p>② ヘッジ対象 外貨建金銭債務、 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 社内規程に基づき、通常業務を遂行する際の為替変動リスクをヘッジしております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動額を比較すること等によってヘッジの有効性を判断しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>① ヘッジ手段 同左</p> <p>② ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>① ヘッジ手段 同左</p> <p>② ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度 同左</p>

[次へ](#)

会計方針の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は169,627百万円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		<p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は170,017百万円あります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>1 前中間会計期間において区分掲記しておりました流動資産「短期貸付金」(当中間会計期間1百万円)は、その重要性が低くなったことから、当中間会計期間においては、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2 前中間会計期間において区分掲記しておりました投資その他の資産の「前払年金費用」(当中間会計期間2百万円)は、その重要性が低くなったことから、当中間会計期間においては、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>3 前中間会計期間において区分掲記しておりました流動負債の「未払費用」(当中間会計期間368百万円)は、その重要性が低くなったことから、当中間会計期間においては、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(税金更正に係る偶発事象)</p> <p>当社は、平成16年3月期に係る法人税の更正通知を、平成17年8月1日に国税当局より受領しております。更正の主たる内容は、グループ再編の対象となった子会社株式の評価額等に関するものであります。</p> <p>当社は、当該更正処分は承服できる内容ではないことから、全処分の取消しを求め、平成17年8月9日付で異議申立書を東京国税局長宛に提出いたしました。現時点において東京国税局より異議申立書に対する回答書は入手しておりません。</p> <p>なお、東京国税局からの更正通知の内容を仮にすべて反映させた場合の当中間会計期間における影響額は、当社の繰延税金資産の取崩し21億円となります。</p> <p>(財政状態・経営成績の変動について)</p> <p>当社は、平成17年10月1日に持株会社に移行しております。このため、当中間会計期間の財政状態及び経営成績は、前中間会計期間と比較して大きく変動しております。</p>		<p>(経営成績の変動について)</p> <p>当社は、平成17年10月1日に持株会社に移行しております。このため、当事業年度の経営成績は、前事業年度と比較して大きく変動しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
※1 有形固定資産の 減価償却累計額	4,010百万円	4,870百万円	4,336百万円
※2 預り金の主要項目 CSKグループ・キャ ッシュマネジメントシ ステム(以下「CMS S」)による預託資金	39,034百万円	50,891百万円	50,472百万円
3 貸出コミットメント	<p>(1) 貸手側 グループ会社とCMS 運営基本契約を締結し、 CMSによる貸付限度額 を設定しております。 これら契約に基づく当 中間会計期間末の貸付未 実行残高は次のとおりで あります。 CMSによ る貸付限度 57,005百万円 額の総額 貸付実行 残高 14,441百万円</p> <hr/> <p>差引貸付 未実行残高 42,564百万円 対象会社数 30社</p> <p>なお、上記CMS運営 基本契約において、資金 用途が限定されているも のが含まれているため、 必ずしも全額が貸出実行 されるものでありませ ん。</p> <p>(2) 借手側 当社は、運転資金の効 率的な調達を行うため、 取引銀行4行とコミット メント契約を締結してお ります。 これら契約に基づく借 入未実行残高は次のとお りであります。 借入極度額 30,000百万円 借入実行 残高 一百万円</p> <hr/> <p>差引借入 未実行残高 30,000百万円</p>	<p>(1) 貸手側 グループ会社とCMS 運営基本契約を締結し、 CMSによる貸付限度額 を設定しております。 これら契約に基づく当 中間会計期間末の貸付未 実行残高は次のとおりで あります。 CMSによ る貸付限度 52,235百万円 額の総額 貸付実行 残高 14,621百万円</p> <hr/> <p>差引貸付 未実行残高 37,613百万円 対象会社数 32社</p> <p>なお、上記CMS運営 基本契約において、資金 用途が限定されているも のが含まれているため、 必ずしも全額が貸出実行 されるものでありませ ん。</p> <p>(2) 借手側 同左</p>	<p>(1) 貸手側 グループ会社とCMS 運営基本契約を締結し、 CMSによる貸付限度額 を設定しております。 これら契約に基づく当 事業年度末の貸付未実行 残高は次のとおりであ ります。 CMSによ る貸付限度 59,035百万円 額の総額 貸付実行 残高 17,623百万円</p> <hr/> <p>差引貸付 未実行残高 41,412百万円 対象会社数 30社</p> <p>なお、上記CMS運営 基本契約において、資金 用途が限定されているも のが含まれているため、 必ずしも全額が貸出実行 されるものでありませ ん。</p> <p>(2) 借手側 同左</p>
※4 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受 消費税等は相殺のうえ、 流動資産の「その他」に 含めて表示しておりま す。</p>	同左	—

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業収入	主に関係会社からの 配当金収入、グループ 運営収入であります。	同左	同左
※2 営業外収益の主要項目			
受取利息	1,138 百万円	965 百万円	2,058 百万円
受取配当金	140 百万円	157 百万円	223 百万円
施設利用料	449 百万円	477 百万円	909 百万円
※3 営業外費用の主要項目			
支払利息	99 百万円	242 百万円	240 百万円
社債利息	192 百万円	221 百万円	412 百万円
社債発行費	54 百万円	— 百万円	— 百万円
投資有価証券売却損	— 百万円	288 百万円	— 百万円
投資事業組合損失	— 百万円	144 百万円	— 百万円
証券代行手数料	83 百万円	71 百万円	143 百万円
※4 特別利益の主要項目			
固定資産売却益	59 百万円	0 百万円	59 百万円
貸倒引当金戻入益	35 百万円	— 百万円	35 百万円
受取賠償金	— 百万円	95 百万円	— 百万円
※5 特別損失の主要項目			
固定資産除却損	8 百万円	12 百万円	— 百万円
投資有価証券評価損	27 百万円	1,036 百万円	— 百万円
貸倒引当金繰入額	— 百万円	2,156 百万円	— 百万円
6 減価償却実施額			
有形固定資産	416 百万円	546 百万円	793 百万円
無形固定資産	16 百万円	83 百万円	80 百万円
合計	433 百万円	630 百万円	874 百万円
※7 法人税等還付税額		法人税等還付税額は、 平成19年6月6日付で東 京国税局より異議決定書 を受領し、当社の主張の 一部が認められたため、 当該部分に係る法人税等 還付税額を計上していま す。 なお、詳細については、 「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結損 益計算書関係) ※5」 をご参照下さい。	

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※8 過年度法人税等調整額			過年度法人税等調整額は、平成17年8月1日に国税当局より受領した、平成16年3月期に係る法人税の更正通知の内容を反映したことによる影響額であります。 なお、詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※6」をご参照下さい。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	4,143,833	3,372	94	4,147,111

- (注) 1 普通株式の増加3,372株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の減少94株は、単元未満株式の処分による減少であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	4,148,356	1,000,907	9,378	5,139,885

- (注) 1 普通株式の増加907株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の増加1,000,000株は、自己株式買付けによる増加であります。
3 普通株式の減少9,378株は、(株)I S A Oの完全子会社化に伴う株式交換による減少であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,143,833	4,730	207	4,148,356

- (注) 1 普通株式の増加4,730株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の減少207株は、単元未満株式の処分による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 借手側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 借手側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 借手側 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>車輛</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>79</td> <td>25</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>126</td> <td>45</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物附属設備	18	5	12	車輛	28	13	15	器具備品	79	25	53	合計	126	45	80	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>車輛</td> <td>32</td> <td>25</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>73</td> <td>37</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>124</td> <td>72</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	建物附属設備	18	8	9	車輛	32	25	6	器具備品	73	37	35	合計	124	72	51	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>車輛</td> <td>39</td> <td>25</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>73</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>64</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	建物附属設備	18	7	10	車輛	39	25	13	器具備品	73	30	42	合計	131	64	67
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
建物附属設備	18	5	12																																																											
車輛	28	13	15																																																											
器具備品	79	25	53																																																											
合計	126	45	80																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
建物附属設備	18	8	9																																																											
車輛	32	25	6																																																											
器具備品	73	37	35																																																											
合計	124	72	51																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
建物附属設備	18	7	10																																																											
車輛	39	25	13																																																											
器具備品	73	30	42																																																											
合計	131	64	67																																																											
②未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 27百万円 1年超 55百万円 合計 82百万円	②未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 21百万円 1年超 32百万円 合計 53百万円	②未経過リース料期末残高相当額 1年以内 25百万円 1年超 41百万円 合計 66百万円																																																												
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 0百万円	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 15百万円 減価償却費相当額 14百万円 支払利息相当額 0百万円	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 29百万円 減価償却費相当額 26百万円 支払利息相当額 1百万円																																																												
④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④減価償却費相当額の算定方法 同左	④減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。	⑤利息相当額の算定方法 同左	⑤利息相当額の算定方法 同左																																																												
2 オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 1年以内 1,878百万円 1年超 14,594百万円 合計 16,473百万円 なお、平成17年10月1日の会社分割により(株)CSKシステムズへリース契約を承継しております。このため、当中間期末残高相当額等は、前中間会計期間と比較して大きく減少しております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	2 オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 1年以内 1,878百万円 1年超 12,715百万円 合計 14,594百万円 (減損損失について) 同左	2 オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 1年以内 1,878百万円 1年超 13,655百万円 合計 15,533百万円 (減損損失について) 同左																																																												

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの			
1	前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)		
	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①子会社株式	32,459	53,640	21,180
②関連会社株式	—	—	—
合計	32,459	53,640	21,180
2	当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)		
	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①子会社株式	32,459	49,171	16,712
②関連会社株式	—	—	—
合計	32,459	49,171	16,712
3	前事業年度末(平成19年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①子会社株式	32,459	61,069	28,609
②関連会社株式	—	—	—
合計	32,459	61,069	28,609

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

平成19年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 1,470百万円

(ロ) 1株当たりの金額 20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成19年12月11日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第39期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年9月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第39期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 自己株券買付状況報告書

平成19年6月13日、平成19年7月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月6日

株式会社CSKホールディングス
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 小山 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日高 真理子
業務執行社員

監査法人ブレインワーク

代表社員 公認会計士 小林 正俊
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 1 連結の範囲に関する事項」に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」が適用されることとなるため、この取扱いにより中間連結財務諸表を作成している。
- 「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」が適用されることとなるため、同会計基準及び同適用指針により中間連結財務諸表を作成している。
- 追加情報に、税金更正に係る偶発事象についての記載がある。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社CSKホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本和夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井出 隆

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月6日

株式会社CSKホールディングス
取締役会 御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 小山 裕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井出 隆
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日高 真理子
業務執行社員

監査法人ブレインワーク

代表社員 公認会計士 小林 正俊
業務執行社員

私どもは、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私どもに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私どもは、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に、税金更正に係る偶発事象についての記載がある。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月12日

株式会社CSKホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本和夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井出 隆

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。